

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月7日提出
【計算期間】	第11特定期間（自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日）
【ファンド名】	H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 庄平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C アジア・プラス マザーファンド」*への投資を通じて、主に、日本を除くアジアの企業の株式等で運用する投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

* 以下、「マザーファンド」といいます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式」*に属します。

*一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり ()
	海外	不動産投信 その他資産 ()	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	北米		
追加型	内外	資産複合	不動産投信	年4回	欧州	アジア	なし
			その他資産(投資 信託証券(株式))	年6回 (隔月)	オセアニア		
			資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中南米	ファンド ・オブ ファンズ	
				日々	アフリカ		
				その他 ()	中近東 (中東)		
					エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式）」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、親投資信託（投資信託証券を主要投資対象とします。）への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

- 2) 決算頻度による属性区分
「年4回」は、目論見書または約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 3) 投資対象地域による属性区分
「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 4) 投資形態による属性区分
「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。
- 5) 為替ヘッジによる属性区分
「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

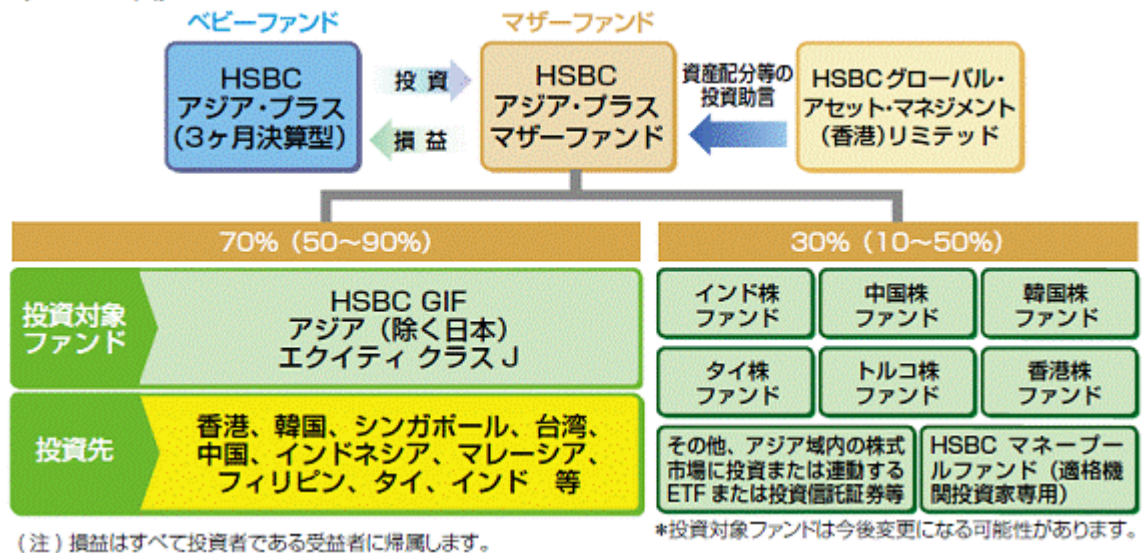
ファンドの特色

- 1) 複数の投資信託証券への投資により、日本を除くアジア広域の株式等に幅広く投資します。
 - ・ マザーファンドへの投資を通じて、以下の投資信託証券（ファンド）に投資します。
 - 米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド アジア（除く日本）エクイティ クラス」^{*}の投資信託証券を主要投資対象とします。投資比率は、原則として70%（50%から90%の範囲）とします。
^{*}以下、「H S B C G I F アジア（除く日本）エクイティ クラス」といいます。
 - 上記ファンド以外に、日本を除くアジアの株式を主要投資対象とする投資信託証券、株価指数連動型の投資信託証券および内外の公社債に投資する投資信託証券等へ投資します。
投資対象ファンドの組入れについては、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。
 - ・ 実質的に以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・日本を除くアジアの企業
投資対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)等 <p>※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</p>

- ・ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

〈イメージ図〉



2) H S B C グローバル・アセット・マネジメント (香港) リミテッドから投資助言を受けます。

- ・投資助言契約に基づいて、H S B C グローバル・アセット・マネジメント (香港) リミテッドから、マザーファンドの資産配分および投資対象ファンドの選定に関する投資助言を受けます。
- ・H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80を超える国と地域に約6,900の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ (ボンベイ)、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

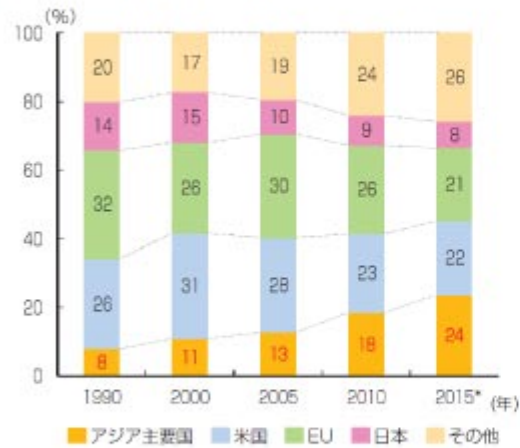
上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（参考情報）

成長めざましいアジア経済

- ▶ 世界の経済規模に占めるアジア主要国の割合は着実に拡大しており、世界経済におけるアジアの存在感はますます高まっていくものと期待されています。

世界の経済規模の比率の推移（1990年～2015年）



実質GDP成長率（予想、2013年～2017年の平均）



*は予想

※ 経済規模は名目GDP

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

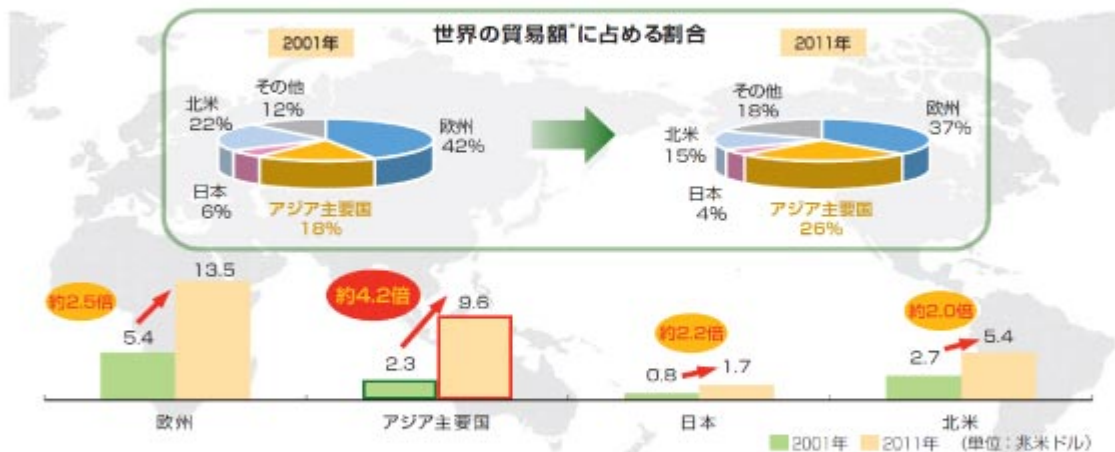
※ アジア主要国は、当資料作成時現在の主な投資対象国・地域(中国、香港、台湾、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、トルコ)

出所：IMF World Economic Outlook (October 2012)のデータをもとにHSBC投信が作成

世界貿易におけるアジアの躍進

- ▶ アジアの成長は貿易額にも表れています。2001年と2011年で比較した場合、貿易額は約4.2倍となっています。日米欧などの先進国と比較して、その急拡大ぶりがわかります。

主要国・地域の貿易額*の変化（2001年と2011年）



*貿易額は輸出額と輸入額の合計。表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※ アジア主要国は、当資料作成時現在の主な投資対象国・地域(中国、香港、台湾、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、トルコ)

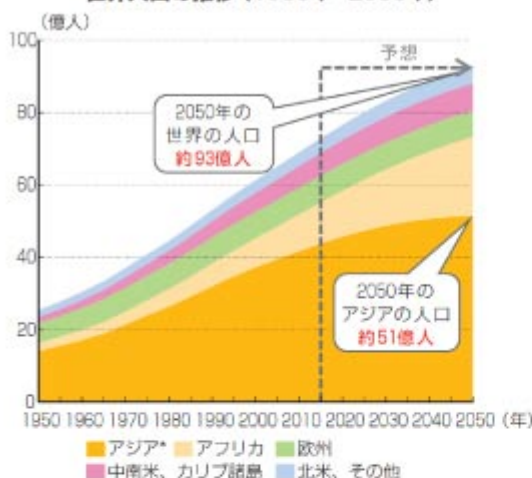
出所：世界貿易機関(WTO)のデータをもとにHSBC投信が作成

※ データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

巨大な人口と拡大する中間所得層

- ▶ 巨大な人口を擁するアジア地域は、経済発展を背景に所得が向上しています。特に中間所得層の増加はめざましく、消費の拡大が続いています。

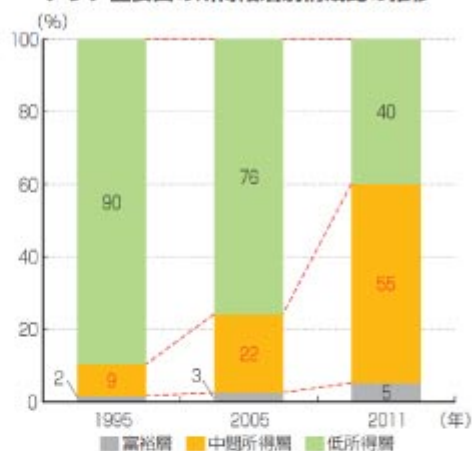
世界人口の推移（1950年～2050年）



*アジアは国連による分類

出所：国連 World Population Prospects: The 2010 RevisionのデータをもとにHSBC投信が作成

アジア主要国の所得階層別構成比の推移



低所得層：世帯年間可処分所得5,000米ドル以下
中間所得層：世帯年間可処分所得5,000米ドル超35,000米ドル以下
富裕層：世帯年間可処分所得35,000米ドル超

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※ アジア主要国は、当資料作成時現在の主な投資対象国・地域（中国、香港、台湾、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、トルコ）

出所：Euromonitor InternationalのデータをもとにHSBC投信が作成

<ご参考>アジアの株式市場概観

- ▶ 世界の株式時価総額に占めるアジア主要国の割合は、2011年末で20%となっていますが、今後の経済成長に伴い、さらなる市場規模の拡大が期待されます。

世界の株式時価総額に占めるアジア主要国の割合



アジア主要国の主要証券取引所の概要（2012年10月末）

証券取引所	時価総額(兆円)	上場企業数
上海証券取引所	185	954
香港証券取引所*	210	1,536
台湾証券取引所	54	834
ボンベイ証券取引所	96	5,174
インドネシア証券取引所	34	455
韓国証券取引所	89	1,787
マレーシア証券取引所	37	924
フィリピン証券取引所	18	256
シンガポール証券取引所	59	780
タイ証券取引所	28	551
イスタンブール証券取引所	22	271
合計	832	13,522

*香港株、H株、レッドチップを含む

※2012年10月末現在、1米ドル=79.77円で換算

※アジア主要国の主要証券取引所は、本資料作成時現在の主な投資国・地域の証券取引所（中国：上海証券取引所、香港：香港証券取引所、台湾：台湾証券取引所、インド：ボンベイ証券取引所、インドネシア：インドネシア証券取引所、韓国：韓国証券取引所、マレーシア：マレーシア証券取引所、フィリピン：フィリピン証券取引所、シンガポール：シンガポール証券取引所、タイ：タイ証券取引所、トルコ：イスタンブール証券取引所）

出所：World Federation of Exchanges、ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※ データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

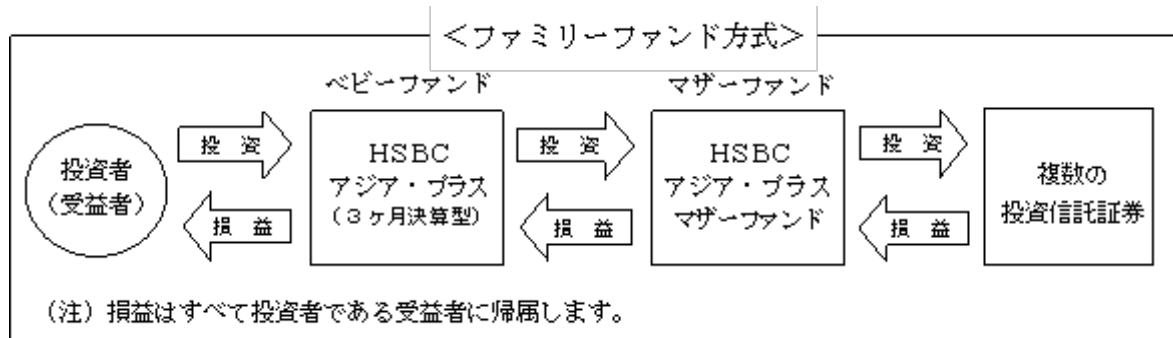
平成19年5月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

- ・当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

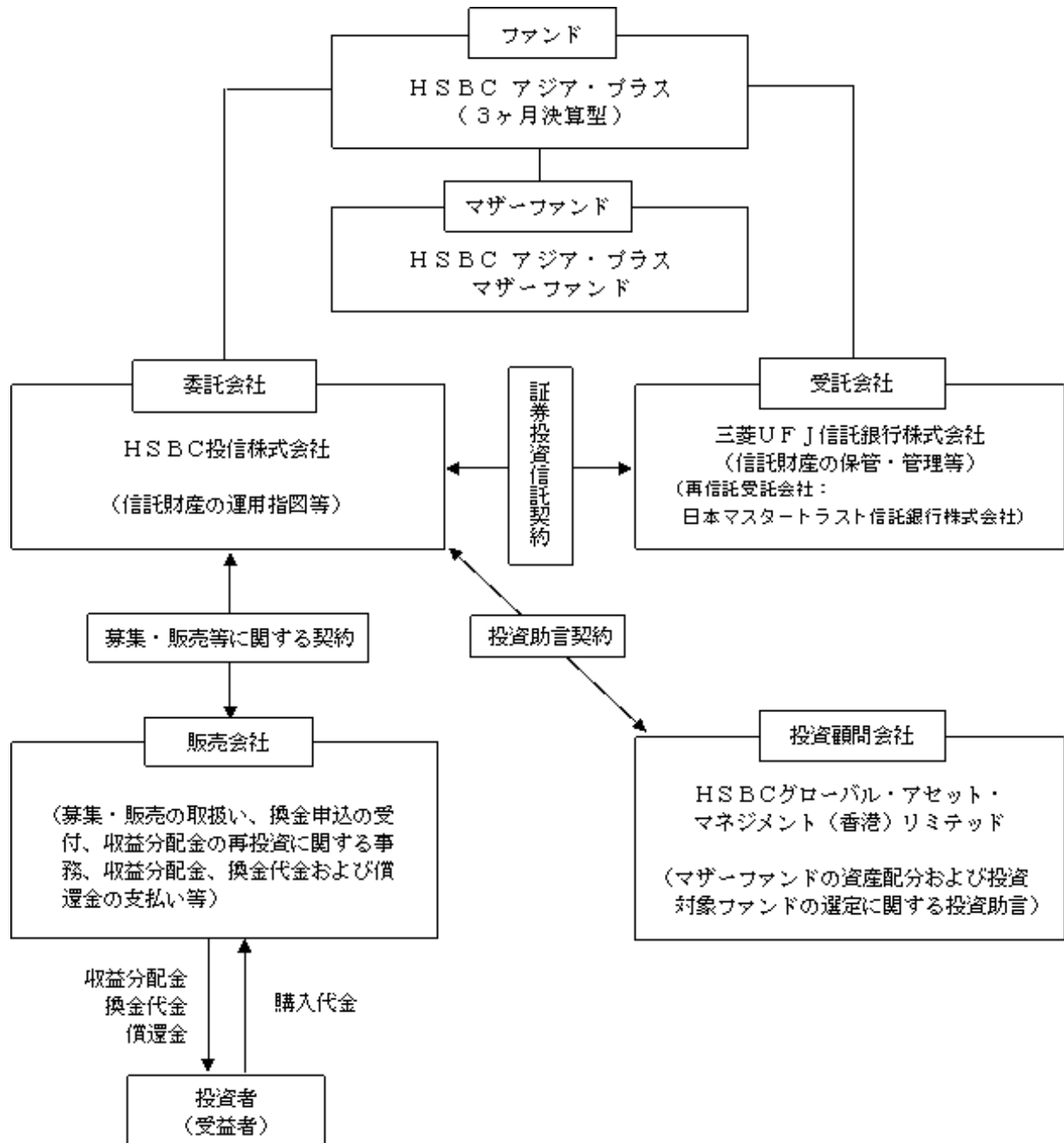


- ・マザーファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

マザーファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

関係法人の概要



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 >

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(参考) 投資顧問会社と締結している契約

投資顧問会社と委託会社との間では「投資助言契約」が締結されており、マザーファンドの資産配分および投資対象ファンド選定に関する投資助言を行うにあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立

昭和62年 3月12日 投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 6年 2月17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 4月24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 6月16日 証券投資信託委託業の認可

平成15年 3月 1日 H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成17年 4月25日 H S B C 投信株式会社に商号変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
H S B C グローバル・アセット・ マネジメント・ホールディングス (バハマ) リミテッド	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリー ト、センター・オブ・コマース 306	2,100	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジアの国または地域の有価証券（これに準ずるものを含みます。）で運用する複数の投資信託証券および当該国および地域の株価指数を反映する投資信託証券等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視し行います。

選定基準

「H S B C G I F アジア（除く日本）エクイティ クラス」

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致している点
上記投資信託証券以外の投資信託証券

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致している点
または、余裕資金の運用を行うことにより、当ファンドの運用を円滑に行える点

選定基準

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等といった観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できる点

投資態度

- 1) 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- 2) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。
- 4) 償還準備に入った場合、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券

- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) コマーシャル・ペーパー
- 6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 7) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 8) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) （削除）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 15) 外国の者に対する権利で前記14)の有価証券の性質を有するもの
なお、1)から4)までの証券および6)の証券または証書のうち1)から4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、7)の証券および8)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの
当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品、前記の1)の(b)から(c)までに掲げる特定資産および前記の2)の(a)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしています。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

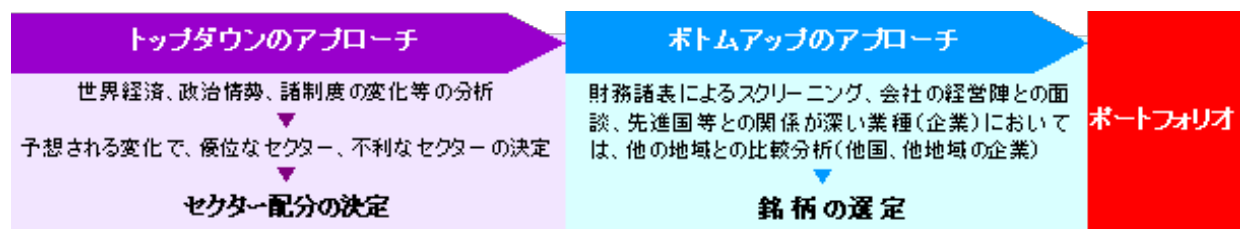
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

< H S B C グローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス >

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、H S B C 投信が属するH S B C グローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。



運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年４回の決算時（毎年２月、５月、８月、１１月の各１０日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- ３）留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

- １）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - （a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - （b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ２）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して５営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から５年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者としてします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 分配金に関する留意点 >

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は、以下のとおりです。

- 1) 投資信託証券およびコマーシャル・ペーパーおよび短期国債等以外への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への実質投資割合 には制限を設けません。
実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。
(以下同じ。)
- 3) 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の100分の50を超えないものとします。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、純資産総額の100分の50を超えて取得することができるものとします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 株式への直接投資は行いません。
- 6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7) 外国為替予約取引の指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 8) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 9) 再投資の指図
委託会社は、前記8)の規定による一部解約の代金、売却代金、投資信託証券の収益分配金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 10) 資金の借入れ
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手

当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含まれます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は、有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は、信託財産から支払います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。
- 2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（H S B C アジア・プラス マザーファンド）の投資方針

（1）運用の基本方針

基本方針

主に、投資信託証券への投資を通じ、主に日本を除くアジアの国または地域の有価証券等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- 1) 主として、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的として発行される米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「H S B C G I F アジア（除く日本）エクイティ クラス」の投資信託証券を主要投資対象とします。そのほか別に定める投資信託証券（日本を除くアジアの株式（ 1 ）を主要投資対象とする投資信託証券、国内の債券（ 2 ）を主要投資対象とする投資信託証券をいいます。以下「指定投資信託証券」といいます。）および株価指数連動型の投資信託証券（ 3 ）に投資することとします。

- 1 当該国・地域の企業の発行する株式、当該国・地域の経済の発展と成長に係わる企業及び収益のかなりの部分を当該国・地域内の活動から得ている企業の株式を含みます。また投資対象企業の A D R（米国預託証券）や G D R（グローバル預託証券）等も投資対象とします。
 - 2 国債、政府機関債、地方債等の公社債などをいいます。
 - 3 日本を除くアジアの国または地域の株式に投資または連動する目的で国内外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株価指数連動型投資信託証券を含みます。
- 2) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「H S B C G I F アジア（除く日本）エクイティ クラス」の投資信託証券への投資比率を信託財産の70%とし（50%から90%の範囲に保ちます。）、その他、別に定める指定投資信託証券に分散投資を行うこととします。
 - 3) 投資対象ファンドの組入れについては、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が投資対象ファンドから外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託証券も含みます。）が投資対象ファンドとして指定される場合もあります。
 - 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - 5) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。
 - 6) 償還準備に入った場合、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍証券投資法人「H S B C G I F アジア（除く日本）エクイティ クラス」の米ドル建て投資信託証券および約款で別に定める指定投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) コマーシャル・ペーパー
- 6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 7) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 8) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) （削除）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 15) 外国の者に対する権利で前記14)の有価証券の性質を有するもの
なお、1)から4)までの証券および6)の証券または証書のうち1)から4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、7)の証券および8)の証券（投資法人債券をのぞきます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの
設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

マザーファンドが投資する主な投資信託証券およびその概要です。なお、概要の一部は変更される場合があります。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

（注）ファンド名の「G I F」とは、グローバル・インベストメント・ファンドの略です。

なお、名称に「G I F」を含むファンドについては、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たり純資産額の調整を行うことがあります。

このような調整が行われた場合、投資対象ファンドにおいて一単位当たりの純資産額を上方あるいは下方に調整された価格が、当ファンドにおいては組入有価証券の売買にかかる取引価格として適用されます。したがって、当ファンドの解約（組入有価証券の売却）の際に、投資対象ファンドの価格調整が発動し、一単位当たりの純資産額を下方調整した価格を取引価格として適用する場合、当ファンドの組入有価証券の売却コストは実質的に増加することとなり、当ファンドが負担することとなります。

また、投資対象ファンドにおいて、H S B C 投信株式会社は、投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

ファンド名	H S B C G I F アジア（除く日本）エクイティ クラスJ
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）
主な投資対象	主として日本を除くアジアの国または地域に登録された拠点を持つ企業および日本を除くアジアの国または地域の主要な証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、また営利活動のかなりの部分を日本を除くアジア域内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
運用の基本方針	日本を除くアジアの国または地域に登録された拠点を持つ企業および日本を除くアジアの国または地域の主要な証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、また営利活動のかなりの部分を日本を除くアジア域内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、大型株式を中心に投資を行い、中長期的な投資成果を目指します。
決算日	年1回、原則3月31日に決算を行います。
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.6%
その他費用	カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等
申込手数料	ありません。
管理会社	H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）S.A.
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

ファンド名	H S B C G I F チャイニーズ エクイティ クラスJ
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）
主な投資対象	主として中華人民共和国（含む香港特別行政区。以下、「中国」といいます。）国内に登録された拠点をもち企業および中国の主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分を中国国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
運用の基本方針	中国国内に登録された拠点をもち企業および中国の主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分を中国国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、中長期的な投資成果を目指します。
決算日	年1回、原則3月31日に決算を行います。
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.6%
その他費用	カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等
申込手数料	ありません。
管理会社	H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）S.A.
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

ファンド名	H S B C G I F コリアン エクイティ クラスJ
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）
主な投資対象	主として大韓民国（以下、「韓国」といいます。）国内に登録された拠点をもちつ企業および韓国の主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分を韓国国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
運用の基本方針	韓国国内に登録された拠点をもちつ企業および韓国の主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分を韓国国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、中長期的な投資成果を目指します。
決算日	年1回、原則3月31日に決算を行います。
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.6%
その他費用	カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等
申込手数料	ありません。
管理会社	H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）S.A.
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

ファンド名	H S B C G I F シンガポール エクイティ クラスJ
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）
主な投資対象	主としてシンガポール共和国（以下、「シンガポール」といいます。）国内に登録された拠点をもちつ企業およびシンガポールの主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分をシンガポール国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
運用の基本方針	シンガポール国内に登録された拠点をもちつ企業およびシンガポールの主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分をシンガポール国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、中長期的な投資成果を目指します。
決算日	年1回、原則3月31日に決算を行います。
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.6%
その他費用	カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等
申込手数料	ありません。
管理会社	H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）S.A.
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

ファンド名	H S B C G I F タイ エクイティ クラスJ
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）
主な投資対象	主としてタイ王国（以下、「タイ」といいます。）国内に登録された拠点をもち企業およびタイの主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分をタイ国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
運用の基本方針	タイ国内に登録された拠点をもち企業およびタイの主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分をタイ国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）を投資対象とし、中長期的な投資成果を目指します。
決算日	年1回、原則3月31日に決算を行います。
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.6%
その他費用	カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等
申込手数料	ありません。
管理会社	H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）S.A.
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

ファンド名	H S B C G I F ホンコン エクイティ クラスJ
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）
主な投資対象	主として中華人民共和国香港特別行政区（以下、「香港」といいます。）区内に登録された拠点をもち企業および香港の主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分を香港内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
運用の基本方針	香港区内に登録された拠点をもち企業および香港の主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分を香港内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、大型株式を中心に投資を行い、中長期的な投資成果を目指します。
決算日	年1回、原則3月31日に決算を行います。
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.6%
その他費用	カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等
申込手数料	ありません。
管理会社	H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）S.A.
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

ファンド名	H S B C G I F ターキー エクイティ クラスJ
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（ユーロ建）
主な投資対象	主としてトルコ共和国（以下、「トルコ」といいます。）国内に登録された拠点をもち企業およびトルコの主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分をトルコ国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。
運用の基本方針	トルコ国内に登録された拠点をもち企業およびトルコの主要取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業、または営利活動のかなりの部分をトルコ国内にて行う企業の発行する株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、中長期的な投資成果を目指します。
決算日	年1回、原則3月31日に決算を行います。
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.6%
その他費用	カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等
申込手数料	ありません。
管理会社	H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）S.A.
投資顧問会社	H S B C Portfoy Yonetimi A.S.

ファンド名	H S B C インド株式ファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託
主な投資対象	H S B C インドマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にインド共和国（以下、「インド」といいます。）の証券取引所に上場している株式、またはインドにある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指した運用を行います。
設定日	2007年6月1日
決算日	年1回、原則11月29日に決算を行います。
分配方針	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき、分配を行います。ただし、分配を行わない場合もあります。
信託報酬	純資産総額に対して年0.63%（税抜年0.60%）
その他費用	信託事務の諸費用等
申込手数料	ありません。
投資顧問会社 （運用委託契約）	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド （H S B C グローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドより投資助言を受けます。）
委託会社	H S B C 投信株式会社

税法等が改正された場合は変更になることがあります。

ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融商品
運用の基本方針	国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目指した運用を行います。
設定日	2005年5月20日
決算日	年1回、原則3月10日に決算を行います。
分配方針	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき、分配を行います。ただし、分配を行わない場合もあります。
信託報酬	純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.04%）
その他費用	信託事務の諸費用等
申込手数料	ありません。
委託会社	H S B C 投信株式会社

税法等が改正された場合は変更になることがあります。

（3）主な投資制限

- 1）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2）投資信託証券以外への投資は投資信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。
- 3）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の100分の50を超えないものとします。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得することができるものとします。
- 4）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5）株式への直接投資は行いません。
- 6）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7）外国為替予約取引の指図および範囲
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（マザーファンドの投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等の発生する場合があります。基準価額の下落要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため保有有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

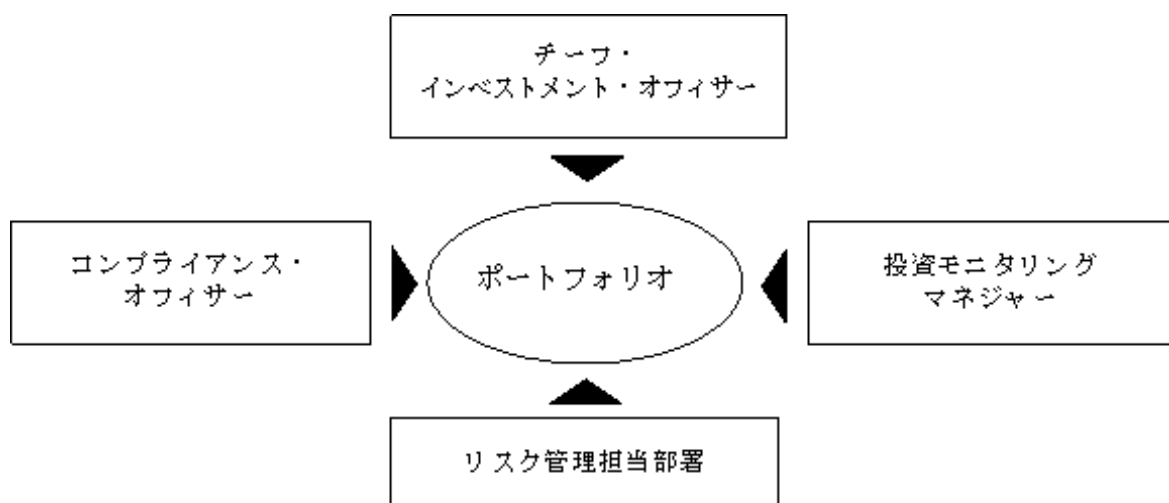
投資対象ファンドにかかわる留意点

- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針が、変更になる可能性があります。

その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 5) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に行われるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

- ・ リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。
- ・ 投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われています。

投資リスクの管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3965%（税抜年1.33%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.63% （税抜年0.60%）	年0.735% （税抜年0.70%）	年0.0315% （税抜年0.03%）	年1.3965% （税抜年1.33%）

(4)【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券等の売買委託手数料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記 記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受けるとき、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるとき、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記 ~ に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

後記（参考）にある投資対象ファンドの内、H S B C G I F に関して、H S B C 投信株式会社は、投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

（参考）

マザーファンドが主要投資対象とする投資対象ファンドのマネジメントフィー（国内投資信託の場合は信託報酬）は、以下のとおりです。なお、外国籍の投資対象ファンドは、マネジメントフィーに加え、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬等が別途かかります。これら費用は、各ファンドから支払われます。

- ・ H S B C G I F アジア（除く日本）エクイティ クラスJ（年0.6%）
- ・ H S B C G I F チャイニーズ エクイティ クラスJ（年0.6%）
- ・ H S B C G I F コリアン エクイティ クラスJ（年0.6%）
- ・ H S B C G I F シンガポール エクイティ クラスJ（年0.6%）
- ・ H S B C G I F タイ エクイティ クラスJ（年0.6%）
- ・ H S B C G I F ホンコン エクイティ クラスJ（年0.6%）
- ・ H S B C G I F ターキー エクイティ クラスJ（年0.6%）
- ・ H S B C インド株式ファンド（適格機関投資家専用）（税込年0.63%）
- ・ H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）（税込年0.042%）

投資先投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.9965%（税抜年1.93%）程度となります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。
なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税^{*} 7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税^{*} 15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されず（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成25年12月31日までは10.147%（所得税^{*} 7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税^{*} 15.315%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税^{*}のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税^{*}のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

（注）上記の内容は平成25年1月1日現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成24年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	-	2,594,293,064	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,923,669	0.07
合計（純資産総額）	-	2,592,369,395	100.00

(参考) H S B C アジア・プラス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	379,416,640	5.65
投資証券	ルクセンブルグ	5,944,606,962	88.45
	米国	322,923,350	4.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	73,747,719	1.10
合計（純資産総額）	-	6,720,694,671	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	H S B C アジア・プラス マザーファンド	3,753,860,606	0.6554	2,460,280,242	0.6911	2,594,293,064	100.07

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) H S B C アジア・プラス マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF ASIA EQUITY (EX JAPAN) CLASS-J	5,149,563.987	826.12	4,254,194,877	860.37	4,430,536,752	65.92
2	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF CHINESE EQUITY CLASS-J	75,846.86	5,800.95	439,984,358	6,314.53	478,937,673	7.13
3	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF HONGKONG EQUITY CLASS-J	644,904.594	582.23	375,483,317	645.46	416,262,182	6.19
4	日本	投資信託受益証券	H S B C インド株式ファンド（適格機関投資家専用）	612,000,000	0.4593	281,092,212	0.5616	343,699,200	5.11
5	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF KOREAN EQUITY CLASS-J	273,414.846	1,217.83	332,975,426	1,245.59	340,564,481	5.07
6	米国	投資証券	ISHARES MSCI TAIWAN ETF	291,500	1,038.32	302,673,133	1,107.79	322,923,350	4.80
7	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF TURKEY EQUITY CLASS-J	122,000	856.66	104,512,764	1,158.19	141,300,217	2.10
8	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF SINGAPORE EQUITY CLASS-J	21,682.6	2,927.57	63,477,502	3,171.14	68,758,688	1.02
9	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF THAI EQUITY CLASS-J	42,422.865	1,490.47	63,230,346	1,608.73	68,246,969	1.02
10	日本	投資信託受益証券	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）	35,200,000	1.0144	35,706,880	1.0147	35,717,440	0.53

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	5.65
投資証券	93.26
合計	98.90

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（為替予約）

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	310,890.00	25,484,741	25,527,177	0.38

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年11月末日および同日前1年以内における各月末および特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成19年11月12日）	36,982	38,038	1.0502	1.0802
第2特定期間末（平成20年 5月12日）	18,919	19,030	0.8480	0.8530
第3特定期間末（平成20年11月10日）	7,209	7,291	0.4414	0.4464
第4特定期間末（平成21年 5月11日）	7,607	7,607	0.5391	0.5391
第5特定期間末（平成21年11月10日）	8,221	8,221	0.6222	0.6222
第6特定期間末（平成22年 5月10日）	7,756	7,756	0.6261	0.6261
第7特定期間末（平成22年11月10日）	6,467	6,467	0.6984	0.6984
第8特定期間末（平成23年 5月10日）	5,235	5,235	0.6849	0.6849
第9特定期間末（平成23年11月10日）	3,403	3,403	0.5484	0.5484
第10特定期間末（平成24年 5月10日）	2,860	2,860	0.5451	0.5451
第11特定期間末（平成24年11月12日）	2,497	2,497	0.5611	0.5611
平成23年11月末日	3,084	-	0.5045	-
平成23年12月末日	2,927	-	0.4931	-
平成24年 1月末日	3,107	-	0.5365	-
平成24年 2月末日	3,391	-	0.6081	-
平成24年 3月末日	3,219	-	0.5901	-
平成24年 4月末日	3,049	-	0.5790	-
平成24年 5月末日	2,603	-	0.5062	-
平成24年 6月末日	2,559	-	0.5045	-
平成24年 7月末日	2,478	-	0.5077	-
平成24年 8月末日	2,455	-	0.5139	-
平成24年 9月末日	2,534	-	0.5450	-
平成24年10月末日	2,509	-	0.5595	-
平成24年11月末日	2,592	-	0.5911	-

【分配の推移】

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（自平成19年5月31日至平成19年11月12日）	0.0400
第2特定期間（自平成19年11月13日至平成20年5月12日）	0.0050
第3特定期間（自平成20年5月13日至平成20年11月10日）	0.0100
第4特定期間（自平成20年11月11日至平成21年5月11日）	0.0050
第5特定期間（自平成21年5月12日至平成21年11月10日）	0.0000
第6特定期間（自平成21年11月11日至平成22年5月10日）	0.0000
第7特定期間（自平成22年5月11日至平成22年11月10日）	0.0000
第8特定期間（自平成22年11月11日至平成23年5月10日）	0.0000
第9特定期間（自平成23年5月11日至平成23年11月10日）	0.0000
第10特定期間（自平成23年11月11日至平成24年5月10日）	0.0000
第11特定期間（自平成24年5月11日至平成24年11月12日）	0.0000

【収益率の推移】

特定期間	収益率（％）
第1特定期間（自平成19年5月31日至平成19年11月12日）	9.0
第2特定期間（自平成19年11月13日至平成20年5月12日）	18.8
第3特定期間（自平成20年5月13日至平成20年11月10日）	46.8
第4特定期間（自平成20年11月11日至平成21年5月11日）	23.3
第5特定期間（自平成21年5月12日至平成21年11月10日）	15.4
第6特定期間（自平成21年11月11日至平成22年5月10日）	0.6
第7特定期間（自平成22年5月11日至平成22年11月10日）	11.5
第8特定期間（自平成22年11月11日至平成23年5月10日）	1.9
第9特定期間（自平成23年5月11日至平成23年11月10日）	19.9
第10特定期間（自平成23年11月11日至平成24年5月10日）	0.6
第11特定期間（自平成24年5月11日至平成24年11月12日）	2.9

（注）「収益率」とは特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

（参考情報）運用実績

(2012年11月末現在) 基準価額：5,911円／純資産総額：25億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注：基準価額(1万円当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万円当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第22期(2012年11月)	0円
第21期(2012年8月)	0円
第20期(2012年5月)	0円
第19期(2012年2月)	0円
第18期(2011年11月)	0円
直近1年間累計	0円
設定累計	600円

注：分配金は1万円当たりの税引前の金額です。

④ 年間収益率の推移



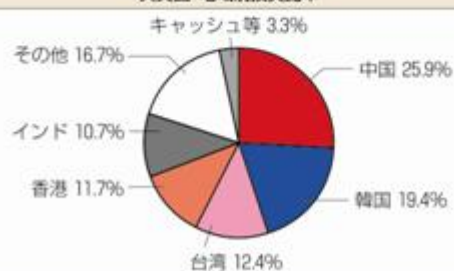
- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- 2007年は、設定日(5月31日)から年末までの騰落率です。
- 2012年は、年初から11月末までの騰落率です。

③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

順位	国/地域	種類	銘柄名	比率
1	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF ASIA EQUITY(EX JAPAN) CLASS-J	65.9%
2	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF CHINESE EQUITY CLASS-J	7.1%
3	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF HONGKONG EQUITY CLASS-J	6.2%
4	日本	投資信託受益証券	HSBCインド株式ファンド(適格機関投資家専用)	5.1%
5	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF KOREAN EQUITY CLASS-J	5.1%
6	米国	投資証券	ISHARES MSCI TAIWAN ETF	4.8%
7	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF TURKEY EQUITY CLASS-J	2.1%
8	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF SINGAPORE EQUITY CLASS-J	1.0%
9	ルクセンブルグ	投資証券	HGIF THAI EQUITY CLASS-J	1.0%
10	日本	投資信託受益証券	HSBCマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.5%

実質国・地域別投資比率



- 上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
- 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.07%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

特定期間		設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	自 平成19年 5月31日 至 平成19年11月12日	38,525,768,525	3,311,010,175
第2特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	2,609,798,950	15,515,073,739
第3特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日	937,067,815	6,913,499,714
第4特定期間	自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	270,381,597	2,492,282,234
第5特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	863,432,752	1,760,111,628
第6特定期間	自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日	2,964,440,402	3,790,726,829
第7特定期間	自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日	407,519,607	3,535,520,347
第8特定期間	自 平成22年11月11日 至 平成23年 5月10日	177,646,823	1,793,657,223
第9特定期間	自 平成23年 5月11日 至 平成23年11月10日	40,114,560	1,476,934,074
第10特定期間	自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日	22,197,462	981,911,880
第11特定期間	自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日	6,029,812	801,880,801

(注1) 本邦外において設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース^{*}があります。

「一般コース」 収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」 分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

*取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称については、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（5）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（6）購入申込受付不可日

購入申込日が香港、韓国、台湾、インドの証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。また、委託会社は、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、購入申込の受付を制限することができます。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

販売会社によって異なります。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（4）換金手数料・信託財産留保額

ありません。

（5）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（6）換金申込受付不可日

換金申込日が香港、韓国、台湾、インドの証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（3）換金価額」に準じて計算された価額とします。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主たる投資対象の評価方法>

マザーファンド受益証券 原則として、計算日の基準価額で評価します。

<マザーファンドの主たる投資対象の評価方法>

投資信託証券（国内籍） 原則として、計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍） 原則として、計算日に知りうる直近の日の一単位当たり純資産額で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。また、基準価額（1万口当たり）は計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「分配アジブラ」の略称で掲載されます。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、後記「(5)その他 信託の終了」の(a)、(g)、(h)および(j)に該当した場合には、信託を終了することができます。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月11日から5月10日、5月11日から8月10日、8月11日から11月10日、11月11日から翌年2月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (b) 委託会社は、前記（a）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記（b）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月（以下「1ヶ月」を意味します。）を下らないものとします。
- (d) 前記（c）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記（c）から（e）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（c）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 前記（h）にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」の（d）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- (j) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記（a）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記（b）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記（c）の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の投資信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、この投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告

を行いません。

- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの事項にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する投資助言契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。各々の契約書は当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に到来する当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第11特定期間（第21期から第22期まで（平成24年5月11日から平成24年11月12日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（第21期から第22期まで（平成24年5月11日から平成24年11月12日まで））の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10特定期間末 （第20期計算期間末） （平成24年5月10日現在）	第11特定期間末 （第22期計算期間末） （平成24年11月12日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,873,450,281	2,508,271,294
未収入金	8,617,921	13,619,355
流動資産合計	2,882,068,202	2,521,890,649
資産合計		
	2,882,068,202	2,521,890,649
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,617,921	13,619,355
未払受託者報酬	250,770	205,756
未払委託者報酬	10,866,738	8,916,219
その他未払費用	1,701,729	1,442,872
流動負債合計	21,437,158	24,184,202
負債合計		
	21,437,158	24,184,202
純資産の部		
元本等		
元本	5,247,640,650	4,451,789,661
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,387,009,606	1,954,083,214
（分配準備積立金）	27,077,050	22,946,214
元本等合計	2,860,631,044	2,497,706,447
純資産合計		
	2,860,631,044	2,497,706,447
負債純資産合計		
	2,882,068,202	2,521,890,649

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第10特定期間 （ 第19期から第20期 ） 自 平成23年11月11日 至 平成24年 5 月10日	第11特定期間 （ 第21期から第22期 ） 自 平成24年 5 月11日 至 平成24年11月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,111,453	79,873,332
営業収益合計	4,111,453	79,873,332
営業費用		
受託者報酬	494,205	411,446
委託者報酬	21,415,643	17,829,587
その他費用	1,701,729	1,442,872
営業費用合計	23,611,577	19,683,905
営業利益又は営業損失（ ）	19,500,124	60,189,427
経常利益又は経常損失（ ）	19,500,124	60,189,427
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,500,124	60,189,427
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	13,630,868	5,100,670
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,803,424,047	2,387,009,606
剰余金増加額又は欠損金減少額	431,289,185	370,527,270
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	431,289,185	370,527,270
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,005,488	2,890,975
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,005,488	2,890,975
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,387,009,606	1,954,083,214

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第11特定期間 (第21期から第22期) (自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)
項 目	
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第10特定期間末 (第20期計算期間末) (平成24年 5月10日現在)	第11特定期間末 (第22期計算期間末) (平成24年11月12日現在)
1. 受益権の総数 5,247,640,650口	1. 受益権の総数 4,451,789,661口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号 に規定する額 2,387,009,606円	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号 に規定する額 1,954,083,214円
3. 1口当たり純資産額 0.5451円 (1万口当たり純資産額 5,451円)	3. 1口当たり純資産額 0.5611円 (1万口当たり純資産額 5,611円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10特定期間 (第19期から第20期) (自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日)	第11特定期間 (第21期から第22期) (自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

第19期（自平成23年11月11日至平成24年2月10日）において、費用控除後の配当等収益額4,241,231円（1万口当たり7.54円）、収益調整金額30,943,290円（1万口当たり55.01円）及び分配準備積立金額24,880,910円（1万口当たり44.23円）を合計した分配対象収益額は60,065,431円（1万口当たり106.78円）となりますが、分配を行いませんでした。

第20期（自平成24年2月11日至平成24年5月10日）において、収益調整金額28,957,491円（1万口当たり55.18円）及び分配準備積立金額27,077,050円（1万口当たり51.60円）を合計した分配対象収益額は56,034,541円（1万口当たり106.78円）となりますが、分配を行いませんでした。

第21期（自平成24年5月11日至平成24年8月10日）において、収益調整金額26,766,489円（1万口当たり55.22円）及び分配準備積立金額24,992,409円（1万口当たり51.56円）を合計した分配対象収益額は51,758,898円（1万口当たり106.78円）となりますが、分配を行いませんでした。

第22期（自平成24年8月11日至平成24年11月12日）において、費用控除後の配当等収益額3,902円（1万口当たり0.01円）、収益調整金額24,594,056円（1万口当たり55.25円）及び分配準備積立金額22,942,312円（1万口当たり51.54円）を合計した分配対象収益額は47,540,270円（1万口当たり106.79円）となりますが、分配を行いませんでした。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第11特定期間
（第21期から第22期）
（自平成24年5月11日
至平成24年11月12日）

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に行われるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第11特定期間 (第21期から第22期) (自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

第10特定期間（第19期から第20期（自 平成23年11月11日 至 平成24年5月10日））

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	164,079,096
合 計	164,079,096

第11特定期間（第21期から第22期（自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日））

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	147,702,931
合 計	147,702,931

(デリバティブ取引に関する注記)

第10特定期間末（第20期計算期間末（平成24年5月10日現在））

該当事項はございません。

第11特定期間末（第22期計算期間末（平成24年11月12日現在））

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第10特定期間（第19期から第20期（自 平成23年11月11日 至 平成24年5月10日））

該当事項はございません。

第11特定期間（第21期から第22期（自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日））

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

第11特定期間（第21期から第22期（自平成24年5月11日 至平成24年11月12日））
該当事項はございません。

（その他の注記）

元本額の変動

第10特定期間末 （第20期計算期間末） （平成24年 5月10日現在）		第11特定期間末 （第22期計算期間末） （平成24年11月12日現在）	
期首元本額：	6,207,355,068円	期首元本額：	5,247,640,650円
期中追加設定元本額：	22,197,462円	期中追加設定元本額：	6,029,812円
期中一部解約元本額：	981,911,880円	期中一部解約元本額：	801,880,801円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額（円）	備 考
親投資信託 受益証券	H S B C アジア・プラス マザーファンド	3,826,500,831	2,508,271,294	-

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考情報

「H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）」は、「H S B C アジア・プラス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、当ファンドの各特定期間末における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C アジア・プラス マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成24年5月10日現在)	(平成24年11月12日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		559	61,183,343
コール・ローン		130,557,626	36,102,812
投資信託受益証券		305,290,880	354,385,840
投資証券		6,631,246,048	6,012,009,727
派生商品評価勘定		70,150	543,212
未収入金		18,918,751	22,079,529
未収利息		178	49
流動資産合計		7,086,084,192	6,486,304,512
資産合計		7,086,084,192	6,486,304,512
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	916
未払金		-	10,144,045
未払解約金		17,949,015	29,726,302
流動負債合計		17,949,015	39,871,263
負債合計		17,949,015	39,871,263
純資産の部			
元本等			
元本		11,179,451,184	9,834,514,203
剰余金			
剰余金又は欠損金()		4,111,316,007	3,388,080,954
元本等合計		7,068,135,177	6,446,433,249
純資産合計		7,068,135,177	6,446,433,249
負債純資産合計		7,086,084,192	6,486,304,512

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	(自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券（以下「有価証券」という）移動平均法に基づき、当該有価証券の基準価額に基づいて時価評価しております。 ただし、上場投資証券は外国金融商品市場における開示対象ファンドの特定期間末日において知りうる直近の最終相場又は金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。 (2)資産・負債の状況は、平成24年11月12日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年5月11日から翌年5月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成24年5月10日現在)		(平成24年11月12日現在)	
1. 受益権の総数	11,179,451,184口	1. 受益権の総数	9,834,514,203口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号 に規定する額	4,111,316,007円	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号 に規定する額	3,388,080,954円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6322円 6,322円)	3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6555円 6,555円)

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成24年 5月11日
至 平成24年11月12日）

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

（自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日）	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	
(1) 有価証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
(2) 派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。
(3) 金銭債権及び金銭債務	貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成23年11月11日 至 平成24年5月10日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	126,545,697
投資証券	1,541,288,571
合 計	1,667,834,268

(注) 「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成23年5月11日から平成24年5月10日まで）を指しております。

(自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	37,586,748
投資証券	202,162,366
合 計	239,749,114

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(平成24年5月10日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	18,986,528	-	18,916,378	70,150
	合 計	-	-	-	70,150

（平成24年11月12日現在）

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	83,793,477	-	83,252,279	541,198
	買建 米ドル	10,141,671	-	10,142,769	1,098
合 計		-	-	-	542,296

（注）時価の算定方法

（１）本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法により評価しております。

イ）同期間末日において当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ）同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成23年11月11日至平成24年5月10日）

該当事項はございません。

（自平成24年5月11日至平成24年11月12日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成24年5月11日至平成24年11月12日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの各特定期間における元本額の変動

（平成24年 5月10日現在）		（平成24年11月12日現在）	
期首元本額：	12,340,226,574円	期首元本額：	11,179,451,184円
期中追加設定元本額：	195,304,770円	期中追加設定元本額：	67,633,967円
期中一部解約元本額：	1,356,080,160円	期中一部解約元本額：	1,412,570,948円
期末元本額：	11,179,451,184円	期末元本額：	9,834,514,203円

元本の内訳：*		元本の内訳：*	
H S B C アジア・プラス	6,634,290,979円	H S B C アジア・プラス	6,008,013,372円
H S B C アジア・プラス （3ヶ月決算型）	4,545,160,205円	H S B C アジア・プラス （3ヶ月決算型）	3,826,500,831円

*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	H S B C インド株式 ファンド （適格機関投資家専用）		612,000,000	318,668,400	
		H S B C マネーブルファンド （適格機関投資家専用）		35,200,000	35,717,440	
	小計	銘柄数： 組入時価比率：	2 5.5%	647,200,000	354,385,840 100.0%	
合計				354,385,840		
投資証券	米ドル	HGIF ASIA EQUITY(EX JAPAN)CLASS-J		5,229,563.987	53,786,065.60	
		HGIF CHINESE EQUITY CLASS-J		75,846.860	5,725,679.46	
		HGIF HONGKONG EQUITY CLASS-J		644,904.594	4,939,969.19	
		HGIF KOREAN EQUITY CLASS-J		273,414.846	4,039,704.34	
		HGIF SINGAPORE EQUITY CLASS-J		21,682.600	824,871.15	
HGIF THAI EQUITY CLASS-J			42,422.865	828,560.97		
ISHARES MSCI TAIWAN ETF		291,500.000	3,769,095.00			
小計	銘柄数： 組入時価比率：	7 91.2%	6,579,335.752	73,913,945.71 (5,876,897,823) 97.8%		
ユーロ	HGIF TURKEY EQUITY CLASS-J		122,000.000	1,336,022.00		
小計	銘柄数： 組入時価比率：	1 2.1%	122,000.000	1,336,022.00 (135,111,904) 2.2%		
合計				6,012,009,727 (6,012,009,727)		
	株式以外合計				6,366,395,567 (6,012,009,727)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2）注記表（デリバティブ取引に関する注記）に注記しており、ここでは省略しております。

[次へ](#)

（参考情報）

「HSBCアジア・プラス マザーファンド」は「HGIF ASIA EQUITY (EX JAPAN) CLASS-J」、別に定める指定投資信託証券、および上場ETFを主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券及び投資信託受益証券として計上しております。

これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「HGIF ASIA EQUITY (EX JAPAN) CLASS-J」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、HSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHGIF ASIA EQUITY(EX JAPAN) の全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年3月31日現在）
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	592,578,900
投資に係る未実現利益	13,933,664
銀行預金	24,191,171
有価証券売却に係る未収入金	8,884,009
その他未収入金	296,087
その他流動資産	3,289,673
資産合計	643,173,504
負債	
有価証券購入に係る未払金	6,341,676
その他未払金	3,035,341
その他流動負債	1,200,269
負債合計	10,577,286
純資産額	632,596,218
平成24年3月31日現在の株数（クラスJ）	6,066,563.987
一株当たり純資産額（クラスJ）	10.67

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	バミュー ダ諸島	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	3,727,000	香港ドル	5,299,409	0.84
		LUK FOOK HOLDINGS (INT) LTD	1,324,000	香港ドル	4,024,380	0.64
		SKYWORTH DIGITAL HLD LTD	12,361,286	香港ドル	5,779,221	0.91
		小 計			15,103,010	2.39
	ケイマン 諸島	CHINA METAL RECYCLING HOLDINGS	6,556,200	香港ドル	8,021,854	1.27
		CHINA SHANSHUI CEMENT GRP LTD	9,216,000	香港ドル	7,276,155	1.15
		CHINA ZHENG TONG AUTO SERVICES	5,266,500	香港ドル	5,277,165	0.83
		KINGBOARD LAMINATES HLDGS LTD	7,164,000	香港ドル	3,386,263	0.54
		LONGFOR PPT	3,252,000	香港ドル	4,556,994	0.72
		MGM CHINA	3,880,000	香港ドル	7,086,095	1.12
		MIE HOLDINGS	19,928,000	香港ドル	6,493,566	1.03
		PEAK SPORT PDT	13,671,000	香港ドル	3,310,222	0.52
	小 計			45,408,314	7.18	
	中国	BANK OF CHINA LTD -H-	23,333,000	香港ドル	9,406,194	1.49
		CHINA CITIC BANK -H-	9,345,000	香港ドル	5,620,762	0.89
		CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION -H-	9,246,000	香港ドル	9,276,632	1.47
		CHINA CONSTRUCTION BANK CO. -H-	24,739,810	香港ドル	19,118,182	3.01
		DONGFENG MOTOR -H-	4,578,000	香港ドル	8,266,522	1.31
		IND & COM BOC -H-	27,816,235	香港ドル	17,948,786	2.84
		JIANGXI COPPER CO. LTD -H-	3,310,000	香港ドル	7,613,923	1.20
		PING AN INSURANCE GRP CO. -H-	979,000	香港ドル	7,401,501	1.17
		WEICHAI POWER CO LTD /-H-	1,326,000	香港ドル	6,190,854	0.98
		YANZHOU COAL MINING CO. -H-	2,208,000	香港ドル	4,788,948	0.76
	小 計			95,632,304	15.12	
	香港	AIA GROUP	4,355,200	香港ドル	15,958,401	2.52
		CHEUNG KONG HOLDINGS	488,000	香港ドル	6,304,052	1.00
		CHINA MOBILE LTD	824,500	香港ドル	9,074,062	1.43
		CHINA OVERSEAS LAND&INVESTMENT	3,090,000	香港ドル	5,874,134	0.93
		CNOOC LTD	8,412,000	香港ドル	17,291,439	2.74
		SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	220,197	香港ドル	2,736,766	0.43
		THE WHARF HOLDING	1,840,425	香港ドル	10,002,984	1.58
	小 計			67,241,838	10.63	
	インドネ シア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH (ITM)	1,795,500	インドネシアルピア	8,531,663	1.35
PT BANK RAKYAT INDONESIA		13,480,000	インドネシアルピア	10,245,501	1.62	
PT HARUM ENERGY TBK		5,096,000	インドネシアルピア	4,541,983	0.72	
小 計			23,319,147	3.69		
マレーシ ア	AIRASIA BHD	5,351,600	マレーシアリンギット	6,026,773	0.95	
	RHB CAPITAL BHD	3,338,240	マレーシアリンギット	8,390,549	1.33	
小 計			14,417,322	2.28		
シンガポ ール	DBS GROUP HOLDINGS LTD	420,000	シンガポールドル	4,741,908	0.75	
	STX OSV HOLDINGS	6,710,000	シンガポールドル	9,429,635	1.49	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING LTD	8,300,000	シンガポールドル	8,789,362	1.39	
小 計			22,960,905	3.63		

韓国	BS FINL SHS	781,090	韓国ウォン	9,173,043	1.45
	HONAM PETROCHEMICAL CO. LTD	23,246	韓国ウォン	6,907,072	1.09
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	34,347	韓国ウォン	9,750,581	1.54
	HYUNDAI MOBIS	35,723	韓国ウォン	9,037,187	1.43
	HYUNDAI MOTOR CO. LTD	65,488	韓国ウォン	13,473,435	2.12
	HYUNDAI STEEL CO.	79,895	韓国ウォン	7,195,823	1.14
	KIA MOTORS CORP.	176,994	韓国ウォン	11,580,771	1.83
	KOREA ZINC CO. LTD	27,235	韓国ウォン	9,414,990	1.49
	KUMHO PETRO SHS	45,042	韓国ウォン	5,647,636	0.89
	LG INTERNATIONAL CORP.	159,613	韓国ウォン	7,244,228	1.15
	SAMSUNG ELECTRONICS CO. LTD	32,349	韓国ウォン	36,419,312	5.75
	SAMSUNG FIRE&MARINE INSURANCE	34,243	韓国ウォン	6,470,626	1.02
	SK TELECOM CO. LTD	54,799	韓国ウォン	6,750,059	1.07
	S-OIL CORP.	80,609	韓国ウォン	7,971,908	1.26
	小 計				147,036,671
台湾	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENG. INC.	5,714,797	台湾ドル	5,750,774	0.91
	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO. LTD	1,269,873	台湾ドル	4,926,458	0.78
	HTC CORP.	460,050	台湾ドル	9,305,686	1.47
	QUANTA COMPUTER INC.	2,663,000	台湾ドル	6,974,606	1.10
	RADIANT OPTO ELECTRONICS CORP.	1,396,000	台湾ドル	6,196,205	0.98
	TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO.	9,541,620	台湾ドル	3,814,812	0.60
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	4,682,849	台湾ドル	13,470,599	2.13
	TRIPOD TECHNOLOGY CO. LTD	2,689,810	台湾ドル	9,022,478	1.43
	TSRC CORPORATION	1,526,000	台湾ドル	3,903,647	0.62
小 計				63,365,265	10.02
タイ	BANGKOK BANK PUBLIC /FOREIGN	1,484,300	タイバーツ	9,336,915	1.48
	BANPU PUBLIC CO. LTD/FOR. REG	328,200	タイバーツ	6,491,550	1.03
	PTT GLOBAL PUBLIC CO FOREIGN REG	3,140,212	タイバーツ	7,229,318	1.14
	PTT PLC CO. LTD /FOREIGN REG	938,900	タイバーツ	10,777,116	1.69
	SIAM CEMENT PUBLIC CO. /FOREIGN	448,000	タイバーツ	6,042,982	0.96
小 計				39,877,881	6.30
株式 合計				534,362,657	84.47

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)	
新株予約権証券・ エクイティリンク 証券	ドイツ	DEUTSCHE BANK AG 07-02.01.17 WRT /CARN INDIA	1,035,400	米ドル	6,786,143	1.07	
		小 計				6,786,143	1.07
	英国	ABN -30.06.09 WRT/TATA STEEL	843,906	米ドル	7,814,558	1.24	
		DB LN 08-19.03.18 CERT/RECL IN	1,358,500	米ドル	5,477,199	0.87	
		DB LN 24.01.17 CW/CANADA BK	820,700	米ドル	7,664,915	1.21	
		HSBC 22.10.18 CW / UNSP	227,200	米ドル	2,702,808	0.43	
	小 計				23,659,480	3.75	
	オランダ	JP MORGAN STRUCTURE PROD BV 25.08.14 CERT/ITC	1,558,136	米ドル	6,939,661	1.09	
		JP MORGAN STRUCTURE 08.09.14 CERT/TTMT	1,144,020	米ドル	6,181,009	0.98	
		小 計				13,120,670	2.07
	米国	CITIGROUP GM 24.10.12 CW/TTMT	412,000	米ドル	2,214,500	0.35	
		小 計				2,214,500	0.35
	新株予約権証券・エクイティリンク証券合計					45,780,793	7.24

ADR（米国 預託証 書）	ケイマン 諸島	SPREADTRUM COMMUNICATIONS /ADR	225,714	米ドル	3,744,595	0.59
		小 計			3,744,595	0.59
ADR合計					3,744,595	0.59

株式以外の有価証券 合計					49,525,388	7.83
--------------	--	--	--	--	-------------------	-------------

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					583,888,045	92.30
---------------------------	--	--	--	--	--------------------	--------------

その他の外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	中国	KGI SECURITIES CO. LTD	11,710,388	台湾ドル	4,939,804	0.78
		小 計			4,939,804	0.78
	韓国	GS HOME SHOPPING INC.	28,420	韓国ウォン	2,820,662	0.45
		小 計			2,820,662	0.45
株式 合計					7,760,466	1.23

その他の外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					7,760,466	1.23
-------------------------------	--	--	--	--	------------------	-------------

その他譲渡可能有価証券

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
新株予約 権証券・ エクイテ ィリンク 証券	ケイマン 諸島	MOR ST AS 12.11.14 CW/BKBAF	463,400	米ドル	7,256,804	1.15
		小 計			7,256,804	1.15
	オランダ	JPM STR 12-16.02.17 CERT/HCLT	799,800	米ドル	7,602,347	1.20
		小 計			7,602,347	1.20
新株予約権証券・エクイティリンク証券 合計					14,859,151	2.35

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
優先株	フィリピン	AYALA LAND INC. /PREF	12,129,600	フィリピンペソ	4,902	0.00
		小 計			4,902	0.00
優先株合計					4,902	0.00

その他譲渡可能有価証券 合計					14,864,053	2.35
----------------	--	--	--	--	-------------------	-------------

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成24年3月31日現在における当該証券投資信託の状況であります。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

先物取引契約

ファンドは平成24年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

	種類		満期日	契約数	時価評価額	未実現損益 (米ドル)
買	HONG KONG HANG SENG INDICES	HKD	27/04/2012	22	22,550,000	-23,093
買	HSCEI - HKD CHINA ENT	HKD	27/04/2012	91	48,275,500	6,446
買	KOREA KOSPI 200 INDEX	KRW	14/06/2012	46	6,158,250,000	29,448
買	SGX S&P NIFTY INDEX	USD	26/04/2012	219	2,333,664	26,937

買	SIMSCI MSCI SINGAPORE FREE	SGD	27/04/2012	33	2,277,000	11,561
買	TAMSCI MSCI TAIWAN IDX FUT	USD	27/04/2012	141	3,980,430	7,050
						58,349

（注）H K Dは香港ドル、K R Wは韓国ウォン、U S Dは米ドル、S G Dはシンガポールドル

先渡外国為替契約

当ファンドは平成24年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額		決済日	売金額		未実現損益 (USD)
71,362,000	EUR	30/3/2012	93,408,797	USD	1,802,385
95,095,279	USD	30/3/2012	71,362,000	EUR	-115,900
58,617,000	EUR	29/6/2012	78,415,621	USD	-313,744
					1,372,741

（注）E U Rはユーロ、U S Dは米ドル

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、直近の取得可能価格で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、直近の取得可能価格もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成24年3月30日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

コストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一株当たり情報

平成24年11月12日現在の株数（クラスJ）	5,229,563.987
------------------------	---------------

一株当たり純資産額（クラスJ）	10.285
-----------------	--------

上記の一株当たり情報は、平成24年11月12日現在における当該証券投資信託の状況であります。

[次へ](#)

2. 「HGIF CHINESE EQUITY CLASS-J」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、HSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHGIF CHINESE EQUITYの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年3月31日現在）
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	2,019,537,975
投資に係る未実現利益	58,874,492
銀行預金	55,831,984
有価証券売却に係る未収入金	18,889,904
その他未収入金	11,690,368
資産合計	2,164,824,723
負債	
有価証券購入に係る未払金	33,224,902
その他未払金	8,594,141
その他流動負債	3,263,601
負債合計	45,082,644
純資産額	2,119,742,079
平成24年3月31日現在の株数（クラスJ）	90,446.86
一株当たり純資産額（クラスJ）	72.05

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	バミューダ 諸島	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	17,660,000	香港ドル	19,105,965	0.90
		KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	16,748,000	香港ドル	30,198,822	1.43
		SKYWORTH DIGITAL HLD LTD	25,856,250	香港ドル	12,088,465	0.57
		小計			61,393,252	2.90
	ケイマン諸島	BAOXIN AUTO GROUP LTD	9,699,000	香港ドル	11,604,907	0.55
		CHINA SHANSHUI CEMENT GRP LTD	18,120,000	香港ドル	14,305,982	0.67
		EVERGRANDE REAL	52,448,000	香港ドル	28,100,967	1.33
		GEELY AUTOMOBILE HLD LTD	46,640,000	香港ドル	18,261,276	0.86
		HENGAN INTL GROUP	2,299,500	香港ドル	23,248,882	1.10
		LONGFOR PPT	7,473,000	香港ドル	10,471,837	0.49
		MGM CHINA	24,734,800	香港ドル	45,173,489	2.13
		SOHO CHINA LTD	8,354,000	香港ドル	6,057,618	0.29
		TENCENT HOLDINGS	1,675,000	香港ドル	46,727,470	2.20
		TINGYI HOLDING CORP.	6,898,000	香港ドル	19,945,207	0.94
		ZHONGSHENG GRP	2,086,500	香港ドル	4,138,454	0.20
	小計			228,036,089	10.76	
	中国	AGRICULT BANK CHINA /H-SHARES	148,647,000	香港ドル	63,752,818	3.01
		BANK OF CHINA LTD -H-	249,537,400	香港ドル	100,595,600	4.75
		BBMG -H-	16,449,500	香港ドル	13,834,545	0.65
		CHINA CITIC BANK -H-	28,576,000	香港ドル	17,187,682	0.81
		CHINA COAL ENERGY CO. LTD -H-	5,173,000	香港ドル	5,803,094	0.27
		CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION -H-	49,046,000	香港ドル	49,208,492	2.32
		CHINA CONSTRUCTION BANK CO. -H-	269,703,480	香港ドル	208,418,759	9.83
		CHINA LIFE INSURANCE CO. LTD -H-	5,346,000	香港ドル	13,874,042	0.65
		CHINA NATIONAL BUILDING MATERIAL -H-	23,550,000	香港ドル	29,694,267	1.40
		CHINA PACI INSU (GROUP) LTD -H-	628,200	香港ドル	1,945,862	0.09
		CHINA PETROLEUM & CHEM CORP. -H-	19,456,000	香港ドル	21,199,369	1.00
		CHINA RAILWAY CONSTRUCTION CORP. -H-	34,595,000	香港ドル	21,520,852	1.02
		CHINA RESOURCES LAND -H-	31,442,000	香港ドル	54,345,261	2.56
		CHINA SHENHUA ENERGY CO. -H-	14,434,500	香港ドル	60,885,244	2.87
		CHINA TELECOM CORP. LTD -H-	38,602,000	香港ドル	21,378,502	1.01
		DONGFENG MOTOR -H-	19,682,000	香港ドル	35,539,904	1.68
		GREAT WALL MOTOR CO. LTD -H-	26,161,250	香港ドル	50,878,517	2.40
HUANENG POWER INTERNATIONAL -H-		10,520,000	香港ドル	5,717,777	0.27	
IND & COM BOC -H-		300,335,175	香港ドル	193,795,161	9.14	
JIANGXI COPPER CO. LTD -H-		13,282,000	香港ドル	30,552,302	1.44	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS LTD-H-		10,957,000	香港ドル	8,989,387	0.42	
PETROCHINA CO. LTD /-H-		73,004,000	香港ドル	103,240,001	4.87	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H-		17,950,200	香港ドル	21,361,919	1.01	
PING AN INSURANCE GRP CO. -H-		5,801,000	香港ドル	43,857,106	2.07	
WEICHAI POWER CO LTD /-H-		1,592,000	香港ドル	7,432,759	0.35	
YANZHOU COAL MINING CO.-H-		2,620,000	香港ドル	5,682,538	0.27	
ZIJIN MINING GROUP -H-		74,092,000	香港ドル	29,391,452	1.39	
ZOOMLION HEAVY SHS -H-	14,014,000	香港ドル	18,663,009	0.88		
小計			1,238,746,221	58.43		

香港	AIA GROUP	20,858,400	香港ドル	76,429,720	3.61
	CHINA MOBILE LTD	19,462,500	香港ドル	214,195,180	10.10
	CHINA OVERSEAS LAND&INVESTMENT	26,048,000	香港ドル	49,517,618	2.34
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	180,000	香港ドル	333,373	0.02
	CNOOC LTD	82,622,000	香港ドル	169,835,156	8.01
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP	14,452,000	香港ドル	39,925,858	1.88
小 計				550,236,905	25.96
株式 合計				2,078,412,467	98.05

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計	2,078,412,467	98.05
---------------------------	----------------------	--------------

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成24年3月31日現在における当該証券投資信託の状況であります。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、直近の取得可能価格で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、直近の取得可能価格もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成24年3月30日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

コストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.30%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一株当たり情報

平成24年11月12日現在の株数（クラスJ）	75,846.860
一株当たり純資産額（クラスJ）	75.490

上記の一株当たり情報は、平成24年11月12日現在における当該証券投資信託の状況であります。

3. 「HGIF HONG KONG EQUITY CLASS-J」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、HSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHGIF HONG KONG EQUITYの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年3月31日現在）
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	310,227,189
投資に係る未実現利益	8,444,273
銀行預金	12,065,902
有価証券売却に係る未収入金	6,457,496
その他未収入金	1,302,384
その他流動資産	632,377
資産合計	339,129,621
負債	
有価証券購入に係る未払金	3,794,336
その他未払金	11,485,112
その他流動負債	334,522
負債合計	15,613,970
純資産額	323,515,651
平成24年3月31日現在の株数（クラスJ）	793,904.594
一株当たり純資産額（クラスJ）	7.22

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	バミュー ダ諸島	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	2,628,000	香港ドル	2,843,174	0.88
		CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	672,000	香港ドル	955,515	0.30
		ESPRIT HOLDINGS LTD	344,900	香港ドル	692,974	0.21
		LI & FUNG LTD	856,000	香港ドル	1,964,629	0.61
		LUK FOOK HOLDINGS (INT)LTD	645,000	香港ドル	1,960,517	0.61
		SKYWORTH DIGITAL HLD LTD	2,311,037	香港ドル	1,080,470	0.33
		小 計			9,497,279	2.94
	ケイマン 諸島	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS	250,000	香港ドル	679,394	0.21
		BAOXIN AUTO GROUP LTD	979,000	香港ドル	1,171,379	0.36
		CHINA METAL RECYCLING HOLDINGS	2,524,200	香港ドル	3,088,491	0.95
		CHINA ZHENG TONG AUTO SERVICES	2,327,500	香港ドル	2,332,213	0.72
		EVERGRANDE REAL	4,097,000	香港ドル	2,195,120	0.68
		HENGAN INTL GROUP	111,000	香港ドル	1,122,255	0.35
		HKT LTD - STAPLED	5,637,000	香港ドル	4,385,146	1.36
		LONGFOR PPT	3,158,500	香港ドル	4,425,974	1.36
		MIE HOLDINGS	2,664,000	香港ドル	868,068	0.27
		SANDS CHINA /IPO	652,800	香港ドル	2,551,748	0.79
		SINO PROSPER STATE GOLD RES	6,368,000	香港ドル	410,083	0.13
		TENCENT HOLDINGS	132,900	香港ドル	3,707,511	1.15
	小 計			26,937,382	8.33	
	中国	BANK OF CHINA LTD -H-	23,364,400	香港ドル	9,418,852	2.91
		BANK OF COMMUNICATIONS CO. -H-	2,595,260	香港ドル	1,962,086	0.61
		CHINA CITIC BANK -H-	8,850,000	香港ドル	5,323,033	1.65
		CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION -H-	3,948,000	香港ドル	3,961,080	1.22
		CHINA CONSTRUCTION BANK CO. -H-	21,098,680	香港ドル	16,304,427	5.04
		CHINA LIFE INSURANCE CO. LTD -H-	1,443,000	香港ドル	3,744,901	1.16
		CHINA NATIONAL BUILDING MATERIAL -H-	4,150,000	香港ドル	5,232,748	1.62
		CHINA PACI INSU (GROUP) LTD -H-	248,200	香港ドル	768,804	0.24
		CHINA PETROLEUM & CHEM CORP. -H-	7,124,000	香港ドル	7,762,351	2.40
		CHINA RAILWAY CONSTRUCTION CORP. -H-	2,139,000	香港ドル	1,330,629	0.41
		CHINA RESOURCES LAND -H-	3,140,000	香港ドル	5,427,267	1.68
		CHINA SHENHUA ENERGY CO. -H-	813,500	香港ドル	3,431,372	1.06
		CHINA SHIPPING CONTAINER -H-	1,556,000	香港ドル	537,085	0.17
CHINA SOUTHERN AIRLINES -H-		5,504,000	香港ドル	2,629,973	0.81	
DONGFENG MOTOR -H-		498,000	香港ドル	899,242	0.28	
IND & COM BOC -H-		37,920,015	香港ドル	24,468,380	7.55	
JIANGXI COPPER CO. LTD -H-		396,000	香港ドル	910,910	0.28	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO -H-		1,392,200	香港ドル	5,675,111	1.75	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS LTD-H-		1,209,000	香港ドル	991,893	0.31	
PETROCHINA CO. LTD /-H-		7,444,000	香港ドル	10,527,075	3.25	
PING AN INSURANCE GRP CO. -H-		730,000	香港ドル	5,518,995	1.71	
ZIJIN MINING GROUP -H-	14,696,000	香港ドル	5,829,736	1.80		
小 計			122,655,950	37.91		

香港	AIA GROUP	3,975,600	香港ドル	14,567,464	4.50
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,509,000	香港ドル	4,168,843	1.29
	CHEUNG KONG HOLDINGS	494,000	香港ドル	6,381,560	1.97
	CHINA EVERBRIGHT LTD	1,084,000	香港ドル	1,644,650	0.51
	CHINA MOBILE LTD	1,649,000	香港ドル	18,148,124	5.60
	CHINA OVERSEAS LAND&INVESTMENT	2,290,000	香港ドル	4,353,323	1.35
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	1,466,000	香港ドル	2,715,138	0.84
	CHINA UNICO (HK)	1,980,000	香港ドル	3,355,986	1.04
	CLP HOLDINGS LTD	249,500	香港ドル	2,153,002	0.67
	CNOOC LTD	7,247,000	香港ドル	14,896,703	4.60
	EMPEROR WATCH & JEWELLERY LTD	23,040,000	香港ドル	3,649,947	1.13
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,704,000	香港ドル	6,243,827	1.93
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	303,000	香港ドル	1,672,216	0.52
	H.K.EXCHANGES AND CLEARING LTD	157,100	香港ドル	2,640,497	0.82
	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS LTD	618,500	香港ドル	4,540,603	1.40
	HSBC HOLDINGS PLC	3,659,239	香港ドル	32,283,481	9.97
	HUTCHISON WHAMP	471,261	香港ドル	4,710,014	1.46
	NEW WORLD DEVELOPMENT CO. LTD	1,223,000	香港ドル	1,469,627	0.45
	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	529,242	香港ドル	6,577,799	2.03
	SWIRE PACIFIC LTD A	241,000	香港ドル	2,701,997	0.84
	THE WHARF HOLDING	1,560,236	香港ドル	8,480,115	2.62
	小 計			147,354,916	45.54
シンガポ ール	YANGZIJIANG SHIPBUILDING LTD	1,028,000	シンガポールドル	1,088,610	0.34
	小 計			1,088,610	0.34
株式 合計				307,534,137	95.06

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	香港	THE LINK REIT	888,000	香港ドル	3,305,292	1.02
		小 計			3,305,292	1.02
投資信託 合計					3,305,292	1.02

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
ADR (米国預 託証券)	ケイマン 諸島	CHARM COMM INC -A- ADR	149,727	米ドル	1,374,494	0.42
		MELCO CROWN ENT /ADR	473,774	米ドル	6,457,539	2.00
		小 計			7,832,033	2.42
ADR 合計					7,832,033	2.42

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					318,671,462	98.50
----------------------------------	--	--	--	--	--------------------	--------------

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成24年3月31日現在における当該証券投資信託の状況であります。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、直近の取得可能価格で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、直近の取得可能価格もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成24年3月30日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一株当たり情報

平成24年11月12日現在の株数（クラスJ）	644,904.594
一株当たり純資産額（クラスJ）	7.660

上記の一株当たり情報は、平成24年11月12日現在における当該証券投資信託の状況であります。

[次へ](#)

4. 「HGIF KOREAN EQUITY CLASS-J」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、HSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHGIF KOREAN EQUITY の全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年3月31日現在）
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	102,165,769
投資に係る未実現利益	7,999,037
銀行預金	762,724
有価証券売却に係る未収入金	7,026,543
その他未収入金	121,355
その他流動資産	622,803
資産合計	118,698,231
負債	
当座借越	7,381
有価証券購入に係る未払金	5,980,749
その他未払金	545,255
その他流動負債	162,636
負債合計	6,696,021
純資産額	112,002,210
平成24年3月31日現在の株数（クラスJ）	304,414.846
一株当たり純資産額（クラスJ）	15.56

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される 譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	韓国	ASIA PACIFIC SYSTEMS	49,000	韓国ウォン	564,634	0.50
		ASIANA AIRLINE INC	157,070	韓国ウォン	975,010	0.87
		BS FINL SHS	110,810	韓国ウォン	1,301,342	1.16
		CELLTRION INC.	45,800	韓国ウォン	1,494,310	1.33
		CRUCIALTEC	70,400	韓国ウォン	742,850	0.66
		DAELIM INDUSTRIAL CO. LTD	22,400	韓国ウォン	2,422,952	2.16
		DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE ENGINEERING CO.	71,000	韓国ウォン	1,899,598	1.70
		DOOSAN INFRACORE CO.LTD	57,700	韓国ウォン	1,110,690	0.99
		FILA KOREA LTD	15,600	韓国ウォン	1,181,878	1.06
		GS ENGINEERING&CONSTRUCTTION CORP.	17,100	韓国ウォン	1,508,420	1.35
		HAN KOOK TIRE MANUFACTURING CO.	49,000	韓国ウォン	1,815,051	1.62
		HANA FINANCIAL GROUP INC.	57,000	韓国ウォン	2,149,134	1.92
		HONAM PETROCHEMICAL CO. LTD	7,850	韓国ウォン	2,332,467	2.08
		HYNIX SEMICONDUCTOR INC	105,650	韓国ウォン	2,728,702	2.44
		HYUNDAI DEPARTMENT STORE CO.	11,635	韓国ウォン	1,787,625	1.60
		HYUNDAI DEVELOPMENT CO. ENGINEERING & CONSTRUCTION	60,800	韓国ウォン	1,334,107	1.19
		HYUNDAI FIRE & MARINE INS CO.	76,470	韓国ウォン	2,201,250	1.97
		HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	12,100	韓国ウォン	3,435,002	3.07
		HYUNDAI HOME SHOPPING NETWORK	16,900	韓国ウォン	1,999,642	1.79
		HYUNDAI HYSKO	31,500	韓国ウォン	1,115,361	1.00
		HYUNDAI MOBIS	18,020	韓国ウォン	4,558,691	4.07
		HYUNDAI MOTOR CO. LTD	43,573	韓国ウォン	8,964,665	7.99
		HYUNDAI STEEL CO.	33,650	韓国ウォン	3,030,721	2.71
		KB FINANCIAL GROUP INC.	98,200	韓国ウォン	3,585,483	3.20
		KIA MOTORS CORP.	76,608	韓国ウォン	5,012,484	4.48
		KOREA ZINC CO. LTD	9,603	韓国ウォン	3,319,704	2.96
		KP CHEMICAL CORPORATION	37,100	韓国ウォン	506,131	0.45
		KUMHO PETRO SHS	5,205	韓国ウォン	652,634	0.58
		LG CHEMICAL LTD	11,423	韓国ウォン	3,732,008	3.33
		LG CORP.	42,900	韓国ウォン	2,462,246	2.20
		LG DISPLAY CO. LTD	58,400	韓国ウォン	1,366,531	1.22
		LG FASHION CORP.	30,900	韓国ウォン	1,090,024	0.97
		LS CORP.	16,450	韓国ウォン	1,162,028	1.04
		PACIFIC CORP.	5,571	韓国ウォン	1,296,207	1.16
		POSCO	7,301	韓国ウォン	2,449,778	2.19
		SAMSUNG ELECTRONICS CO. LTD	9,800	韓国ウォン	11,033,086	9.84
		SAMSUNG ENGINEERING CO. LTD	8,600	韓国ウォン	1,837,700	1.64
		SAMSUNG FIRE&MARINE INSURANCE	6,500	韓国ウォン	1,228,253	1.10
		SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	111,300	韓国ウォン	3,709,991	3.31
		SAMSUNG SDI CO. LTD	8,200	韓国ウォン	991,962	0.89
		SHINHAN FINANCIAL GROUP	124,897	韓国ウォン	4,824,927	4.31
		SK ENERGY	7,334	韓国ウォン	1,071,765	0.96
SK HOLDINGS CO. LTD	9,100	韓国ウォン	1,185,207	1.06		
SK TELECOM CO. LTD	10,914	韓国ウォン	1,344,370	1.20		
S-OIL CORP.	22,660	韓国ウォン	2,240,983	2.00		
		小 計			106,757,604	95.32
		株式 合計			106,757,604	95.32

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
上場投資 信託	米国	ISHARES/MSCI SOUTH KOREA IND	57,341	米ドル	3,407,202	3.04
小 計					3,407,202	3.04
上場投資信託 合計					3,407,202	3.04

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計	110,164,806	98.36
---------------------------	-------------	-------

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成24年3月31日現在における当該証券投資信託の状況であります。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、直近の取得可能価格で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、直近の取得可能価格もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成24年3月30日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.3%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一株当たり情報

平成24年11月12日現在の株数（クラスJ）	273,414.846
一株当たり純資産額（クラスJ）	14.775

上記の一株当たり情報は、平成24年11月12日現在における当該証券投資信託の状況であります。

5. 「HGIF SINGAPORE EQUITY CLASS-J」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、HSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHGIF SINGAPORE EQUITY の全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年3月31日現在）
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	64,909,016
投資に係る未実現利益	6,457,811
銀行預金	3,010,275
その他未収入金	84,390
資産合計	74,461,492
負債	
その他未払金	323,435
その他流動負債	106,822
負債合計	430,257
純資産額	74,031,235
平成24年3月31日現在の株数（クラスJ）	27,182.600
一株当たり純資産額（クラスJ）	37.62

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される 譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	バミュー ダ諸島	NOBLE GROUP LTD	3,000,000	シンガポールドル	3,296,309	4.45
		小計			3,296,309	4.45
	ケイマン 諸島	MEWAH INTERNATIONAL INC	2,274,000	シンガポールドル	959,608	1.30
		小計			959,608	1.30
	シンガポ ール	AMTEK ENGINEERING	1,000	シンガポールドル	569	0.00
		CSE GLOBAL LTD	1,800,000	シンガポールドル	1,182,372	1.60
		DBS GROUP HOLDINGS LTD	630,000	シンガポールドル	7,112,861	9.60
		EZION HOLDINGS LTD	3,319,000	シンガポールドル	2,602,982	3.52
		FALCON ENERGY GROUP LIMITED	5,000,000	シンガポールドル	1,035,073	1.40
		FIRST RESSOURCES LTD	1,400,000	シンガポールドル	2,129,066	2.88
		HI-P INTERNATIONAL LTD	2,000,000	シンガポールドル	1,568,534	2.12
		HYFLUX LTD	1,400,000	シンガポールドル	1,666,468	2.25
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	67,000	シンガポールドル	2,576,082	3.48
		KEPPEL CORP. LTD	800,000	シンガポールドル	7,000,277	9.46
		OLAM INTERNATIONAL LTD	1,700,000	シンガポールドル	3,194,395	4.31
		OVERSEA-CHINESE BANK CORP.	999	シンガポールドル	7,095	0.01
		ROTARY ENGINEERING	2,100,000	シンガポールドル	1,187,149	1.60
		SEBACORP INDUSTRIES LTD	740,000	シンガポールドル	3,110,952	4.20
		SINGAPORE POST LTD	1,000,000	シンガポールドル	812,134	1.10
		SINGAPORE TELECOM /BOARD LOT 1000	2,500,000	シンガポールドル	6,270,154	8.47
		STRAITS ASIA RESOURCES LTD	1,500,000	シンガポールドル	2,782,754	3.76
		STX OSV HOLDINGS	2,300,000	シンガポールドル	3,232,215	4.37
		SWIBER HOLDINGS LTD	2,064,000	シンガポールドル	1,101,063	1.49
		UTD OVERSEAS BANK /LOCAL	500,000	シンガポールドル	7,305,226	9.86
		VENTURE CORPORATION LTD	500,000	シンガポールドル	3,391,855	4.58
		WHEELLOCK PROPERTY (SINGAPORE) LTD	500,000	シンガポールドル	750,428	1.01
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	500,000	シンガポールドル	1,950,715	2.63
		WING TAI HOLDINGS	740,000	シンガポールドル	754,170	1.02
YANGZIJANG SHIPBUILDING LTD	2,800,000	シンガポールドル	2,965,086	4.01		
YONGNAM HOLDINGS LTD	7,000,000	シンガポールドル	1,421,235	1.92		
		小計			67,110,910	90.65
株式 合計					71,366,827	96.40

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計

71,366,827

96.40

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成24年3月31日現在における当該証券投資信託の状況であります。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

先物取引契約

ファンドは平成24年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類	満期日	契約数	時価評価額	未実現損益 (米ドル)	
買 SIMSCI MSCI SINGAPORE FREE	SGD	27/4/2012	20	1,380,000	-4,698

(注) S G Dはシンガポールドル

財務諸表に対する注記 重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、直近の取得可能価格で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、直近の取得可能価格もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成24年3月30日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.3%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一株当たり情報

平成24年11月12日現在の株数（クラスJ）	21,682.600
一株当たり純資産額（クラスJ）	38.043

上記の一株当たり情報は、平成24年11月12日現在における当該証券投資信託の状況であります。

6. 「HGIF THAI EQUITY CLASS-J」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、HSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHGIF THAI EQUITY の全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年3月31日現在）
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	113,959,725
投資に係る未実現利益	22,760,059
銀行預金	3,379,346
その他未収入金	7,953,820
その他流動資産	1,067,526
資産合計	149,120,476
負債	
有価証券購入に係る未払金	2,265,823
その他未払金	2,810,526
その他流動負債	194,089
負債合計	5,270,438
純資産額	143,850,038
平成24年3月31日現在の株数（クラスJ）	57,722.865
一株当たり純資産額（クラスJ）	18.25

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される 譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	A. J. PLAST PUBLIC CO / FOR. REG.	3,000,000	タイバーツ	1,517,490	1.05
		ASIAN PROPERTY DEVELOPMENT PUBLIC / FOREIGN	26,000,000	タイバーツ	5,142,605	3.57
		ASIAN PROPERTY DEVELOPMENT PUBLIC CO.	120	タイバーツ	24	0.00
		BANGCHAK PETROLEUM PCL	8,800,000	タイバーツ	6,762,558	4.70
		BANGKOK BANK PUBLIC / FOREIGN	806,000	タイバーツ	5,070,103	3.52
		BANGKOK BANK PUBLIC / NV DEP. RECEIPT	93,900	タイバーツ	563,271	0.39
		BANK OF AYUDHYA PUBLIC / FOREIGN REG.	2,000,000	タイバーツ	1,783,375	1.24
		BANPU PUBLIC CO. LTD / FOR. REG	220,000	タイバーツ	4,351,435	3.02
		ELECTRICITY GENERATING / FOREIGN REG	1,000,000	タイバーツ	3,015,525	2.10
		GFPT PUBLIC CO - FOREIGN REG.	130,600	タイバーツ	43,617	0.03
		GLOW ENERGY PUBLIC CO. LTD	2,500,000	タイバーツ	4,985,344	3.47
		HANA MICROELECTRONICS / FOREIGN REG.	3,674,600	タイバーツ	2,609,361	1.81
		INDORAMA VENTURES / FOREIGN REG	9,950,000	タイバーツ	12,179,235	8.47
		JASMINE INTERNATIONAL PUBLIC	33,000,000	タイバーツ	2,996,070	2.08
		KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY FOR. REG	500,000	タイバーツ	2,537,256	1.76
		KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD / NVDR	2,100,000	タイバーツ	10,486,245	7.29
		KRUNG THAI BANK / FOREIGN. REG.	9,500,000	タイバーツ	5,390,656	3.75
		LPN DEVELOPMENT PUB. / FOR. REG	10,000,000	タイバーツ	5,025,875	3.49
		PRECIOUS SHIPPING PUBL / FOREIGN	1,000,000	タイバーツ	515,558	0.36
		PRUKSA REAL ESTATE / REIT	4,000,000	タイバーツ	1,958,470	1.36
		PTT EXPL. PROD. PUBLIC / FOR. REG	500,000	タイバーツ	2,829,081	1.97
		PTT GLOBAL PUBLIC CO FOREIGN REG	5,349,984	タイバーツ	12,316,599	8.57
		PTT PLC CO. LTD / FOREIGN REG	500,000	タイバーツ	5,739,225	3.99
		SHIN CORP / FOREIGN REG.	3,500,000	タイバーツ	6,695,763	4.65
		SIAM CEMENT PUBLIC / NVDR	400,000	タイバーツ	4,604,350	3.20
		SIAM COMMERC. BANK PUBL. / FOR. REG	2,800,000	タイバーツ	13,028,364	9.07
		SRI TRANG AGRO-IND	3,000,000	タイバーツ	2,033,048	1.41
		SUPALAI PUBLIC CO. LTD / FOREIGN	10,500,000	タイバーツ	5,311,215	3.69
		THAI AIRWAYS INTERNATIONAL / FOREIGN REG	300	タイバーツ	250	0.00
		THAI OIL PUBLIC CO. / FOR. REG.	2,300,000	タイバーツ	5,406,869	3.76
THAI UNION FROZEN / FOREIGN REG.	450,300	タイバーツ	1,033,019	0.72		
小 計					135,931,856	94.49
株式 合計					135,931,856	94.49

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
NVDR(議決権なし預託証券)	タイ	BANK OF AYUDHYA / NONVOT DEP. RECEIPT	900,000	タイバーツ	787,928	0.55
		小 計				
NVDR(議決権なし預託証券) 合計					787,928	0.55

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計	136,719,784	95.04
----------------------------------	--------------------	--------------

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成24年3月31日現在における当該証券投資信託の状況であります。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

先物取引契約

ファンドは平成24年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類		満期日	契約数	時価評価額	未実現損益 (米ドル)	
買	THAI SET 50 INDEX (SET50)	THB	29/3/2012	61	51,819,500	28,965

(注) T H B はタイバーツ

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、直近の取得可能価格で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、直近の取得可能価格もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成24年3月30日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一株当たり情報

平成24年11月12日現在の株数（クラスJ）	42,422.865
一株当たり純資産額（クラスJ）	19.531

上記の一株当たり情報は、平成24年11月12日現在における当該証券投資信託の状況であります。

7. 「HGIF TURKEY EQUITY CLASS-J」の状況

当ファンドはユーロ建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、HSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHGIF TURKEY EQUITY の全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年3月31日現在）
科目	金額（ユーロ）
資産	
有価証券	127,121,642
投資に係る未実現利益または損失（ ）	6,978,206
銀行預金	3,485,275
有価証券売却に係る未収入金	505,069
その他未収入金	2,543,398
その他流動資産	72,783
資産合計	126,749,961
負債	
有価証券購入に係る未払金	2,095,636
その他未払金	4,952,553
その他流動負債	185,349
負債合計	7,233,538
純資産額	119,516,423
平成24年3月31日現在の株数（クラスJ）	189,000.000
一株当たり純資産額（クラスJ）	8.33

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (ユーロ)	投資比率 (%)
株式	トルコ	AKBANK	2,337,000	トルコリラ	6,880,626	5.76
		ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT	184,594	トルコリラ	1,933,250	1.62
		ANADOLU HAYAT EMEKLILIK AS	1,145,224	トルコリラ	1,854,481	1.55
		ANEL ELEKTRIK A.S	1,250,000	トルコリラ	1,156,655	0.97
		ASYA KATILIM BANKASI A.S	1,000,000	トルコリラ	824,380	0.69
		BANVIT BANDIRMA	135,293	トルコリラ	200,304	0.17
		BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	77,000	トルコリラ	2,186,078	1.83
		BIMEKS BILGI ISLEM	620,000	トルコリラ	743,203	0.62
		BIZIM TOPTAN SATIS MAGAZALARI	140,000	トルコリラ	1,433,832	1.20
		COCA COLA ICECEK SANAYI	116,851	トルコリラ	1,118,111	0.94
		EMLAK KONUT GAYR. REIT/IPO	6,000,000	トルコリラ	5,854,778	4.90
		ENKA INSAAT VE SANAYI AS	1,903,038	トルコリラ	4,546,393	3.80
		HURRIYET GAZETE	1,308,105	トルコリラ	649,226	0.54
		KARDEMIR KARABUK -D-	5,550,000	トルコリラ	2,194,280	1.84
		KOC HOLDING AS	485,364	トルコリラ	1,478,010	1.24
		KOZA ALTIN ISLETMELE A.S	98,396	トルコリラ	1,398,831	1.17
		KOZA ANAD SHS ISSUE 2012	1,583,689	トルコリラ	2,071,579	1.73
		MIGROS TICARET	470,000	トルコリラ	3,212,347	2.69
		SABANCI HOLDING	917,814	トルコリラ	2,957,023	2.47
		SINPAS GAYRIM YATITIM	4,600,000	トルコリラ	2,611,938	2.19
		TAV HAVALIMALARI HOLDING AS	370,000	トルコリラ	1,381,929	1.16
		TEKFEN HOLDING AS	1,246,011	トルコリラ	3,238,781	2.71
		TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI	700,000	トルコリラ	2,243,490	1.88
		TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINEL	215,000	トルコリラ	4,114,538	3.44
		TURCAS PETROL AS	1,499,622	トルコリラ	1,703,008	1.42
		TURK HAVA YOLLARI AO	5,300,000	トルコリラ	5,795,894	4.85
		TURK TELEKOMUNIKASYON	1,699,000	トルコリラ	5,531,024	4.63
		TURKCELL ILETISIM HIZMET	1,295,000	トルコリラ	4,967,476	4.16
		TURKIYE GARANTI BANKASI	4,100,000	トルコリラ	12,174,740	10.18
		TURKIYE HALK BANKASI AS	1,554,000	トルコリラ	8,333,595	6.96
		TURKIYE IS BANKASI AS C	6,392,123	トルコリラ	11,802,685	9.87
		TURKIYE VAKIFLAR BANKASI TAO	4,100,000	トルコリラ	5,828,701	4.88
		YAPI KREDI BANKASA	5,100,000	トルコリラ	7,722,250	6.46
		小 計			120,143,436	100.52
		株式 合計			120,143,436	100.52

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計	120,143,436	100.52
---------------------------	-------------	--------

注1) 当該証券投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、本書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成24年3月31日現在における当該証券投資信託の状況であります。

注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

財務諸表に対する注記 重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、直近の取得可能価格で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、直近の取得可能価格もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成24年3月30日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.3%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一株当たり情報

平成24年11月12日現在の株数（クラスJ）	122,000.000
一株当たり純資産額（クラスJ）	10.951

上記の一株当たり情報は、平成24年11月12日現在における当該証券投資信託の状況であります。

[次へ](#)

8. 「H S B C インド株式 ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成24年11月12日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		319,576,801
流動資産合計		319,576,801
資産合計		319,576,801
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		75,045
未払委託者報酬		825,430
流動負債合計		900,475
負債合計		900,475
純資産の部		
元本等		
元本		612,000,000
剰余金		
剰余金又は欠損金()		293,323,674
(分配準備積立金)		55,617,616
元本等合計		318,676,326
純資産合計		318,676,326
負債純資産合計		319,576,801

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	(自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	資産・負債の状況は、平成24年11月12日現在であります。当該投資信託の計算期間は原則として毎年11月30日から翌年11月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成24年11月12日現在)	
1. 受益権の総数	612,000,000口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第55条 の6第10号に規定する額	293,323,674円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5207円 5,207円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成24年 5月11日
至 平成24年11月12日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	49,257,709
合 計	49,257,709

(注)「当期間」とは、当該投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成23年11月30日から平成24年11月12日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成24年11月12日現在)

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日)

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

（自平成24年5月11日 至 平成24年11月12日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

（平成24年11月12日現在）	
期首元本額：	581,000,000円
期中追加設定元本額：	145,000,000円
期中一部解約元本額：	114,000,000円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)
親投資信託 受益証券	H S B C インド マザーファンド	196,167,701	319,576,801
	合計	196,167,701	319,576,801

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

「H S B C インド株式 ファンド（適格機関投資家専用）」は、「H S B C インド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、開示対象ファンドの特定期間末日における「H S B C インド マザーファンド」の状況は次の通りです。

「H S B C インド マザーファンド」の状況
以下の記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

科 目	対象年月日	（平成24年11月12日現在）
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		3,374,007,987
金銭信託		186,492
コール・ローン		25,873,698
株式		49,331,765,511
オプション証券等		27,925,819,733
派生商品評価勘定		361,250
未収入金		553,744,884
未収配当金		37,030,592
未収利息		35
流動資産合計		81,248,790,182
資産合計		81,248,790,182
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		3,000
未払金		699,829,147
未払解約金		120,200,522
流動負債合計		820,032,669
負債合計		820,032,669
純資産の部		
元本等		
元本		49,370,758,705
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		31,057,998,808
元本等合計		80,428,757,513
純資産合計		80,428,757,513
負債純資産合計		81,248,790,182

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	(自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)
1 . 有価証券の評価 基準及び評価方 法	<p>(1)株式及びオプション証券等（以下「有価証券」という） 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている有 価証券 原則として海外取引所における開示対象ファンドの特定期間末日に 知りうる直近の最終相場で評価しております。 開示対象ファンドの特定期間末日に当該取引所の最終相場がない場 合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しております が、直近の日の最終相場によることが適当でないとして委託会社が判断 した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める 評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価 額により評価しております。 海外取引所に上場されていない有価証券 金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価 格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価して おります。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、取得価額または委託会 社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしく は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で 評価しております。</p>
2 . デリバティブ等 の評価基準及び 評価方法	<p>外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあつ ては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先 物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客 先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によつて 計算しております。</p>
3 . 収益及び費用の 計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合に は当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上して お ります。</p>
4 . その他財務諸表 作成のための基 本となる重要な 事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号） 第60条及び第61条に基づいて処理しております。 (2) 資産・負債の状況は、平成24年11月12日現在であります。当該親投資信 託の計算期間は原則として毎年11月30日から翌年11月29日までとなつ ております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

（平成24年11月12日現在）	
1. 受益権の総数	49,370,758,705口
2. 1口当たり純資産額	1.6291円
（1万口当たり純資産額	16,291円）
3. 「オプション証券等」には、現地国での外貨投資制限を避けるために、非居住者に対してブローカーが発行する未上場証券であるP-Noteを計上しております。当該P-Noteは、金融商品取引法第2条第1項第19号に規定する「オプション取引に係る権利を表示する証券又は証書」に相当するものであります。	

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日）	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。</p> <p>チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。</p> <p>コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。</p> <p>リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。</p> <p>投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成24年 5月11日
至 平成24年11月12日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。

2. 時価の算定方法

(1) 有価証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(3) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	1,168,692,459
オプション証券等	3,086,521,982
合計	4,255,214,441

(注) 「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成23年11月30日から平成24年11月12日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(平成24年11月12日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	218,983,250	-	218,625,000	358,250
合計		-	-	-	358,250

(注) 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外

貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法により評価しております。

- イ）同期間末日において当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ）同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- （2）同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成24年5月11日 至 平成24年11月12日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成24年5月11日 至 平成24年11月12日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

（平成24年 11月12日現在）	
期首元本額：	53,673,680,945円
期中追加設定元本額：	1,775,766,487円
期中一部解約元本額：	6,078,688,727円
期末元本額：	49,370,758,705円
元本の内訳：*	
H S B C インド オープン	45,472,233,285円
H S B C インド株式 ファンド（適格機関投資家専用）	196,167,701円
H S B C インド株式ファンド（3ヶ月決算型）	3,702,357,719円

*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

(3) 附属明細表
第1 有価証券明細表
株式

種類	通貨	銘柄名	株数	評価額単価	評価額金額
株式	米ドル	STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	1,461,755	7.27	10,626,958.85
		TATA MOTORS LIMITED-SPON ADR	79,400	25.55	2,028,670.00
		DOCTOR REDDY'S LAB-ADR	310,833	32.14	9,990,172.62
		ICICI BANK LTD SPON ADR	269,400	39.01	10,509,294.00
小計	銘柄数：	4			33,155,095.47 (2,636,161,640)
	組入時価比率：	3.3%			5.3%
オーストラリアドル					
		GUJARAT NRE COKING COAL LTD	31,000,000	0.165	5,115,000.00
小計	銘柄数：	1			5,115,000.00 (422,652,450)
	組入時価比率：	0.5%			0.9%
英ポンド					
		CAIRN ENERGY PLC	8,035,781	2.79	22,419,828.99
		VEDANTA RESOURCES PLC	972,975	10.87	10,576,238.25
小計	銘柄数：	2			32,996,067.24 (4,170,702,899)
	組入時価比率：	5.2%			8.4%
シンガポールドル					
		INDIABULLS PROPERTIES INVEST	23,246,820	0.122	2,836,112.04
小計	銘柄数：	1			2,836,112.04 (184,233,838)
	組入時価比率：	0.2%			0.4%
インドルピー					
		RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	839,372	787.65	661,131,355.80
		OIL AND NATURAL GAS CORPORATION LIMITED	2,369,066	257.15	609,205,321.90
		PETRONET LNG LTD	1,323,304	166.00	219,668,464.00
		CAIRN INDIA LIMITED	3,964,570	330.45	1,310,092,156.50
		HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	3,435,757	113.30	389,271,268.10
		STERLITE INDUSTRIES INDIA LTD	7,397,100	100.35	742,298,985.00
		GUJARAT NRE COKE LIMITED-B	765,326	11.65	8,916,047.90
		JINDAL STEEL & POWER LTD	5,536,335	383.20	2,121,523,572.00
		GUJARAT NRE COKE LIMITED	7,653,261	18.55	141,967,991.55
		USHA MARTIN LTD	2,794,881	30.00	83,846,430.00
		ADITYA BIRLA NUVO LIMITED	1,321,816	947.25	1,252,090,206.00
		GAMMON INDIA LIMITED	1,000,000	40.40	40,400,000.00
		LARSEN & TOUBRO LIMITED	191,027	1,621.10	309,673,869.70
		JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD	10,816,469	91.30	987,543,619.70
		IVRCL LIMITED	4,162,976	41.30	171,930,908.80
		SIMPLEX INFRASTRUCTURES LTD	306,963	196.40	60,287,533.20
		IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPER	4,973,962	121.20	602,844,194.40
		GAMMON INFRASTRUCTURE PROJEC	5,090,585	14.10	71,777,248.50
		CROMPTON GREAVES LIMITED	5,381,383	113.25	609,441,624.75
		BHARAT HEAVY ELECTRICALS LIMITED	790,610	232.25	183,619,172.50
		TATA MOTORS LIMITED-A-DVR	2,903,838	169.45	492,055,349.10
		BAJAJ AUTO LIMITED	107,619	1,852.05	199,315,768.95
		MARUTI SUZUKI INDIA LTD	2,157,942	1,463.40	3,157,932,322.80
		MAHINDRA & MAHINDRA LIMITED	141,314	909.40	128,510,951.60
		MAHINDRA & MAHINDRA LIMITED	779,000	909.40	708,422,600.00
		UNITED SPIRITS LIMITED	59,930	1,360.50	81,534,765.00
		RADICO KHAITAN LIMITED	20,361	127.05	2,586,865.05
		OPTO CIRCUITS INDIA LIMITED	3,804,722	124.70	474,448,833.40
		GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	1,300,000	425.35	552,955,000.00

	BANK OF BARODA	594,900	756.85	450,250,065.00
	ICICI BANK LIMITED	973,266	1,059.20	1,030,883,347.20
	STATE BANK OF INDIA	691,869	2,155.05	1,491,012,288.45
	CANARA BANK	1,349,199	435.60	587,711,084.40
	AXIS BANK LIMITED	24,211	1,215.10	29,418,786.10
	DHANLAXMI BANK LIMITED	2,151,452	55.25	118,867,723.00
	INDIAN BANK	313,863	174.55	54,784,786.65
	RURAL ELECTRIFICATION CORPORATION LTD	1,410,704	218.60	308,379,894.40
	LIC HOUSING FINANCE LIMITED	171,222	252.40	43,216,432.80
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	1,110,000	793.95	881,284,500.00
	INDIABULLS FINANCIAL SERVICES LTD	150,000	232.30	34,845,000.00
	INDIABULLS REAL ESTATE LTD	6,744,500	65.50	441,764,750.00
	PURAVANKARA PROJECTS LTD	2,759,349	83.35	229,991,739.15
	TECH MAHINDRA LTD	377,845	939.05	354,815,347.25
	HCL-INFOSYSTEMS LTD	800,000	38.70	30,960,000.00
	INFOSYS LIMITED	376,966	2,348.70	885,380,044.20
	WIPRO LTD	2,930,180	370.80	1,086,510,744.00
	HCL TECHNOLOGIES LTD	4,677,006	614.70	2,874,955,588.20
	BHARTI AIRTEL LIMITED	3,260,860	275.80	899,345,188.00
	GVK POWER & INFRASTRUCTURE	3,600,000	12.60	45,360,000.00
	INDIABULLS POWER LTD	11,396,533	11.75	133,909,262.75
	INDIABULLS INFRASTRUCTURE AND POWER LTD	20,945,000	6.05	126,717,250.00
小計	銘柄数：	51		28,515,656,247.75 (41,918,014,684)
	組入時価比率：	52.1%		85.0%
合計				49,331,765,511 (49,331,765,511)

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	数量	評価額単価	評価額金額
オプション証券等	米ドル	RELIANCE INDUSTRIES LTD 01FEB2022(HSBC)	539,482	14.462063	7,802,022.67
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD 12NOV2019(HSBC)	499,156	4.721538	2,356,784.02
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD 08FEB2017(JPM)	177,476	4.721538	837,959.67
		JINDAL STEEL & POWER LTD 06JUL2015(RBS)	55,002	7.035946	386,991.10
		HINDALCO INDUSTRIES 12NOV2019(HSBC)	2,474,749	2.080304	5,148,230.24
		GUJARAT NRE COKE LTD 01APR2015(BNP)	3,125,000	0.340597	1,064,365.62
		JAI BALAJI INDUSTRIES LTD 22OCT2014(JPM)	1,942,000	0.630701	1,224,821.34
		GUJARAT NRE COKE LTD 28FEB2013(CITI)	5,750,000	0.340597	1,958,432.75
		GUJARAT NRE COKE LTD B 05MAY2015(BNP)	50,000	0.213906	10,695.30
		STERLITE INDUSTRIES INDIA 15APR2014(MS)	4,195,971	1.842529	7,731,198.25
		LARSEN & TOUBRO LTD 07APR2014(MS)	163,991	29.765061	4,881,202.11
		SIMPLEX INFRASTRUCTURE 05MAY2014(BNP)	306,217	3.606106	1,104,250.96
		HINDUSTAN CONSTRUCTION CO 05MAY2015(BNP)	6,500,000	0.319482	2,076,633.00
		GAMMON INFRASTRUCTURE 01APR2015(BNP)	11,244,590	0.258890	2,911,111.90
		KALPATARU POWER TRANS 29APR2015(MS)	3,339,000	1.523047	5,085,453.93
		JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD19JUNE2019-HSBC	1,063,378	1.676362	1,782,606.47
		HINDUSTAN CONSTRUCTION CO 30JUN2014(JPM)	5,951,387	0.319482	1,901,361.02
		BHARAT HEAVY ELECTRICALS 25AUG2014(JPM)	75,922	4.264349	323,757.90
		SIMPLEX INFRASTRUCTURE 08OCT2014(MS)	152,550	3.606106	550,111.47
		JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD 24FEB2017(JPM)	741,845	1.676362	1,243,600.76
		ADITYA BIRLA NUVO LIMITED 06JUL2015(RBS)	622,503	17.392483	10,826,872.84
		ADITYA BIRLA NUVO LIMITED 05APR2019 (DB)	77,562	17.392483	1,348,995.76
		UNITED SPIRITS LIMITED 28FEB2013(CITI)	479,741	24.980177	11,984,015.09
		RADICO KHAITAN LTD 05MAY2014(BNP)	3,650,000	2.332768	8,514,603.20
		UNITED SPIRITS LIMITED 22OCT2018 (HSBC)	753,241	24.980177	18,816,093.50

	STRIDES ARCOLAB LIMITED 05MAY2014(BNP)	450,000	15.814353	7,116,458.85
	GLENMARK PHARMACEUTICALS 01APR2015(BNP)	1,698,199	7.809863	13,262,701.53
	GLENMARK PHARMACEUTICALS 05JUL2013(RBS)	63,026	7.809863	492,224.42
	GLENMARK PHARMACEUTICALS 06JUL2015(RBS)	1,360,606	7.809863	10,626,146.45
	GLENMARK PHARMACEUTICALS 12NOV2019(HSBC)	377,012	7.809863	2,944,412.06
	STATE BANK OF INDIA 09JUN2014(MS)	178,987	39.568931	7,082,324.25
	INDIAN BANK 18OCT2021(HSBC)	2,352,293	3.204917	7,538,903.82
	INDIAN BANK 06OCT2014(JPM)	93,015	3.204917	298,105.35
	STATE BANK OF INDIA 25AUG2014(JPM)	180,993	39.568931	7,161,699.52
	ICICI BANK LIMITED 08SEP2014(JPM)	660,649	19.448000	12,848,301.75
	CANARA BANK 18JAN2016(JPM)	245,135	7.998063	1,960,605.17
	DHANALAKSHMI BANK LTD 05MAY2014(BNP)	1,023,623	1.014447	1,038,411.28
	ICICI BANK LIMITED 24OCT2018(HSBC)	507,753	19.448000	9,874,780.34
	CANARA BANK 17JAN2017(DB)	585,760	7.998063	4,684,945.38
	ICICI BANK 17JAN2017(DB)	1,441,896	19.448000	28,041,993.40
	RURAL ELECTRIFICATION CORP 03MAR2015(MS)	3,603,942	4.013721	14,465,217.68
	RURAL ELECTRIFICATION CORP 03APR2018(DB)	2,010,402	4.013721	8,069,192.72
	UNITECH LIMITED 10JUL2014(JPM)	11,000,000	0.485649	5,342,139.00
	UNITECH LTD 21APR2014 (MS)	2,779,760	0.485649	1,349,987.66
	UNITECH LTD 23APR2019(HSBC)	20,919,314	0.485649	10,159,443.92
	UNITECH LIMITED 01APR2015 (BNP)	17,279,959	0.485649	8,391,994.80
	INDIABULLS REAL ESTATE LTD01APR2015(BNP)	1,887,561	1.202647	2,270,069.57
	NITESH ESTATES LTD 12MAY2020(HSBC)	11,666,062	0.248792	2,902,422.89
	LIC HOUSING FINANCE 06JUL2020(HSBC)	1,962,396	4.634323	9,094,376.91
	INDIABULLS FINANCIAL LTD 30SEP2014(JPM)	3,800,780	4.265267	16,211,341.50
	PURAVANKARA PROJECTS LTD 14AUG2017 (DB)	31,420	1.530392	48,084.91
	HCL INFOSYSTEMS LTD 06OCT2014(ML)	1,000,000	0.710572	710,572.00
	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD 06JUL2015(RBS)	595,220	43.124544	25,668,591.07
	HCL INFOSYSTEMS LTD 06JUL2015(RBS)	1,900,000	0.710572	1,350,086.80
	INFOSYS LIMITED 28FEB2013(CITI)	176,280	43.124544	7,601,994.61
	HCL INFOSYSTEMS LTD 01OCT2014(JPM)	500,000	0.710572	355,286.00
	HCL INFOSYSTEMS LTD 01APR2015 (BNP)	1,725,000	0.710572	1,225,736.70
	HCL- INFOSYSTEMS LTD 30JAN2017 (DB)	860,000	0.710572	611,091.92
	BHARTI AIRTEL LIMITED 19MAY2020(HSBC)	620,563	5.063971	3,142,513.03
	INDIABULLS POWER LTD 13OCT2014(JPM)	18,500,000	0.215742	3,991,227.00
	INDIABULLS POWER LTD 28FEB2013(CITI)	1,759,941	0.215742	379,693.19
	INDIABULLS INFRASTRUCTURE 30JUN2015(RBS)	442,500	0.111084	49,154.67
	INDIABULLS INFRASTRUCTURE 31JUL2017(JPM)	885,000	0.111084	98,309.34
	INDIABULLS INFRASTRUCTURE 29JUL2022(DB)	5,900,000	0.111084	655,395.60
	GVK POWER&INFRASTRUCTURE 13MAY2015(JPM)	21,000,000	0.231349	4,858,329.00
	INDIABULLS INFRASTRUCTURE 29JUL2013(BNP)	7,522,500	0.111084	835,629.39
	GVK POWER&INFRASTRUCTURE 26MAR2020(HSBC)	19,632,362	0.231349	4,541,927.31
小計	銘柄数：	67		351,223,993.63 (27,925,819,733)
	組入時価比率：	34.7%		100.0%
合計				27,925,819,733 (27,925,819,733)

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 当マザーファンドは、GDR（グローバル預託証券）に投資することがありますが、GDRは発行会社の株式（インドルピー建て）に転換される場合があります。インドルピー建て株式の中に、GDRから転換された株式と同一銘柄の既存の株式がある場合は、両者を分けて表記しております。

5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入オプション 証券等時価比率	合計金額に対 する比率
米ドル	株式 4銘柄 オプション証券等 67銘柄	3.3%	34.7%	39.6%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	0.5%	-	0.5%
英ポンド	株式 2銘柄	5.2%	-	5.4%
シンガポールドル	株式 1銘柄	0.2%	-	0.2%
インドルピー	株式 51銘柄	52.1%	-	54.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表(デリバティブ取引に関する注記)に注記しており、ここでは省略しております。

9. 「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」の状況

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成24年11月12日現在)
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		11,503,213
国債証券		259,985,889
未収利息		15
流動資産合計		271,489,117
資産合計		271,489,117
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		9,525
未払委託者報酬		9,516
流動負債合計		19,041
負債合計		19,041
純資産の部		
元本等		
元本		267,540,012
剰余金		
剰余金又は欠損金()		3,930,064
(分配準備積立金)		588,432
元本等合計		271,470,076
純資産合計		271,470,076
負債純資産合計		271,489,117

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	(平成24年11月12日現在)
1. 有価証券の評価 基 準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表 作 成のための基本 と なる重要な事項	<p>資産・負債の状況は、平成24年11月12日現在であります。当該投資信託の計算期間は原則として毎年3月11日から翌年3月10日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(平成24年11月12日現在)	
1. 受益権の総数	267,540,012口
2. 1口当たり純資産額	1.0147円
(1万口当たり純資産額	10,147円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月12日)	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成24年 5月11日
至 平成24年11月12日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。

2. 時価の算定方法

(1) 国債証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	
合計	

(注)「当期間」とは、当該投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成24年3月13日から平成24年11月12日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成24年11月12日現在)

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

（平成24年11月12日現在）	
期首元本額：	276,020,012円
期中追加設定元本額：	39,420,000円
期中一部解約元本額：	47,900,000円
期末元本額：	267,540,012円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)
国債証券	第285回国庫短期証券	90,000,000	89,993,112
	第312回国庫短期証券	90,000,000	89,997,557
	第316回国庫短期証券	80,000,000	79,995,220
	合計	260,000,000	259,985,889

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

以下は平成24年11月末日現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,599,110,904 円
負債総額	6,741,509 円
純資産総額（ - ）	2,592,369,395 円
発行済口数	4,385,733,536 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5911 円

（参考）H S B C アジア・プラス マザーファンド

資産総額	6,737,512,237 円
負債総額	16,817,566 円
純資産総額（ - ）	6,720,694,671 円
発行済口数	9,725,300,636 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6911 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円

発行可能株式総数 24,000株

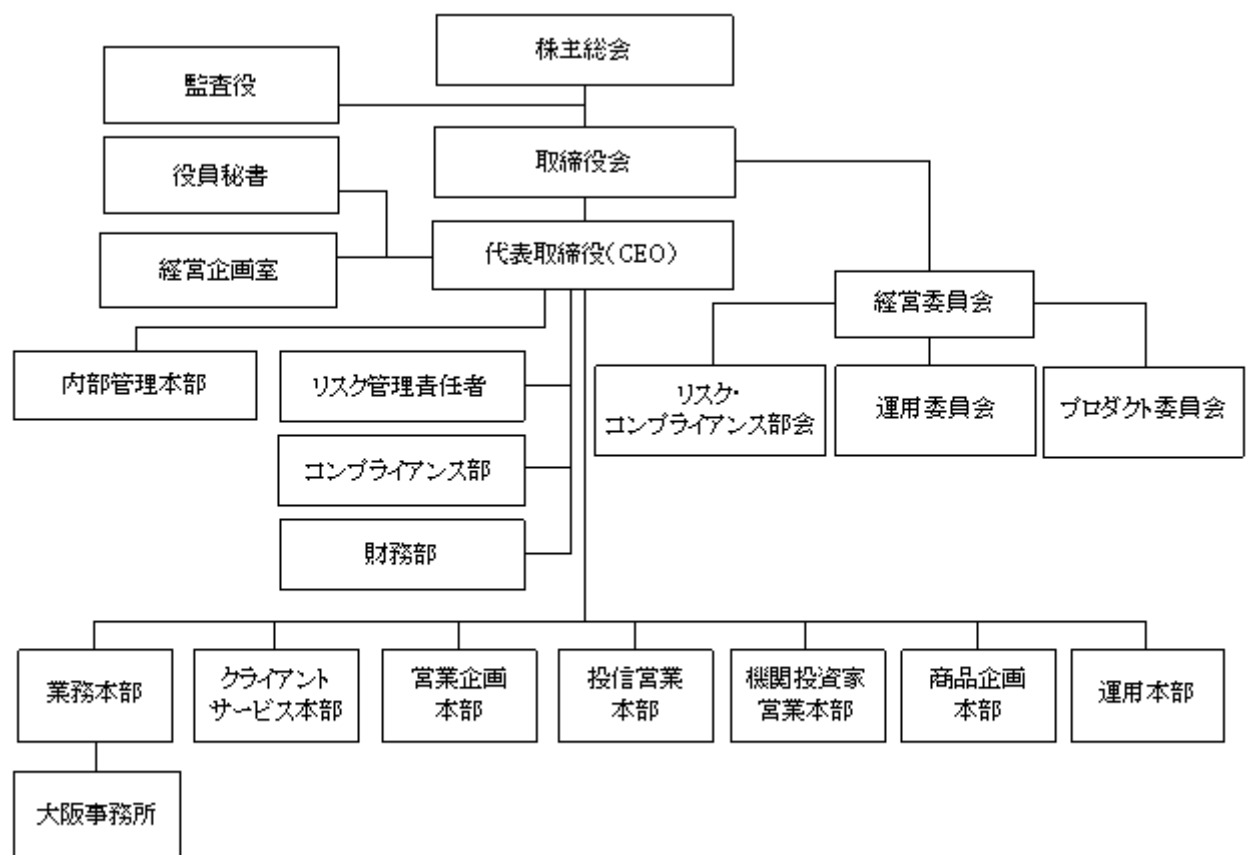
発行済株式総数 2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）



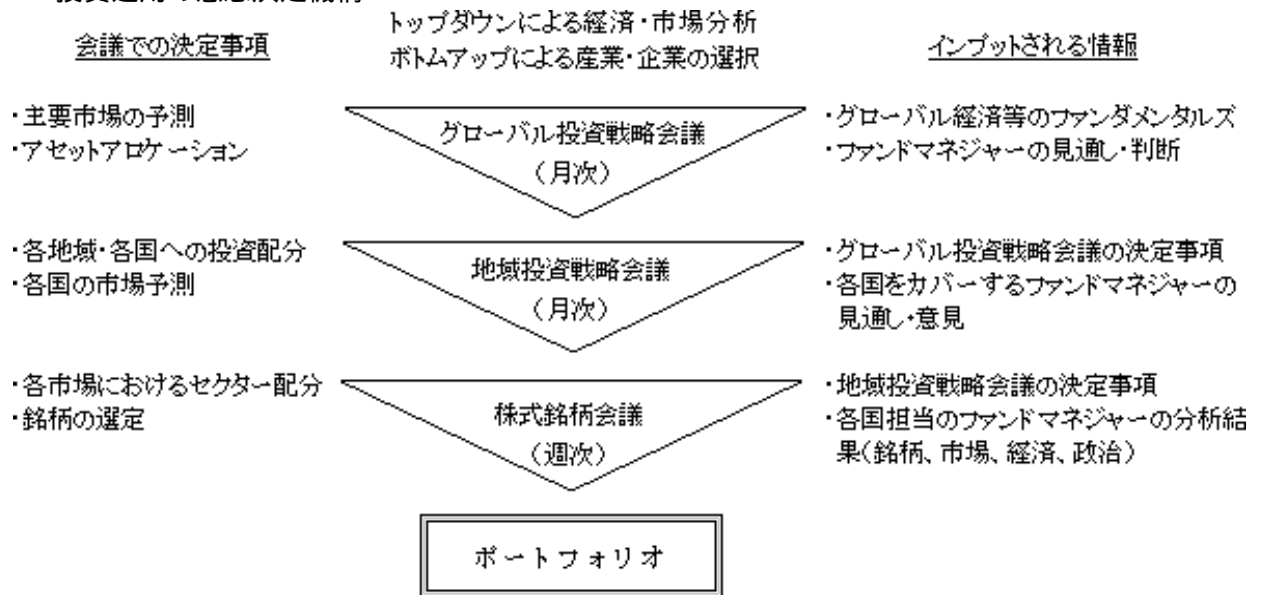
経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。

投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成24年11月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	38	508,612百万円
合計	38	508,612百万円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表についても、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- (4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	7,169,735	*4	6,595,906
前払費用		6,089		7,317
未収入金		22,872		27,008
未収委託者報酬		1,337,973		1,933,315
未収投資助言報酬		17,560		14,826
未収収益		-		10,090
未収消費税等		-		50,169
繰延税金資産		182,176		78,144
流動資産計		8,736,407		8,716,778
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	27,581	*1	19,510
器具備品		5,779		4,415
有形固定資産計		33,360		23,925
無形固定資産				
商標権		991		891
無形固定資産計		991		891
投資その他の資産				
敷金		44,556		34,432
繰延税金資産		11,323		12,109
投資その他の資産計		55,880		46,542
固定資産計		90,232		71,359
資産合計		8,826,640		8,788,137
負債の部				
流動負債				
預り金		353		164
未払金	*4, 5	961,379	*4, 5	1,201,471
未払費用		840,730		521,412
未払法人税等	*2	1,101,898	*2	34,972
未払消費税等		167,507		-
賞与引当金		87,330		54,383
流動負債計		3,159,199		1,812,404
固定負債				
役員退職慰労引当金		24,673		28,449
固定負債計		24,673		28,449
負債合計		3,183,872		1,840,854

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,147,767	6,452,283
利益剰余金合計	5,147,767	6,452,283
株主資本合計	5,642,767	6,947,283
純資産合計	5,642,767	6,947,283
負債・純資産合計	8,826,640	8,788,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		14,640,091		10,597,411
投資助言報酬		90,651		72,649
その他営業収益		3,430		21,642
営業収益計		14,734,173		10,691,703
営業費用				
支払手数料	*2	6,120,220	*2	4,468,924
広告宣伝費		53,806		26,401
調査費				
調査費		18,226		24,259
委託調査費		2,770,320		1,972,758
調査費計		2,788,546		1,997,018
委託計算費		135,093		125,299
営業雑経費				
通信費		25,148		20,954
印刷費		185,681		135,410
協会費		5,796		7,922
諸会費		550		550
営業雑経費計		217,177		164,837
営業費用計		9,314,845		6,782,481
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	67,091	*1	69,304
給料・手当	*3	669,223	*3	785,140
退職手当		54,787		58,725
賞与		273,379		197,543
賞与引当金繰入額		87,330		54,383
給料計		1,151,812		1,165,097
交際費		8,064		3,899
旅費交通費		25,718		25,291
租税公課		23,259		14,707
不動産賃借料		40,541		57,303
役員退職慰労引当金繰入		3,720		3,776
固定資産減価償却費		11,845		11,150
弁護士費用等		58,374		62,159
事務委託費	*2	210,555	*2	233,589
保険料		6,883		7,487
諸経費		100,165		71,295
一般管理費計		1,640,940		1,655,759
営業利益		3,778,387		2,253,462

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	3	1
為替差益	302	-
その他	102	180
営業外収益計	408	182
営業外費用		
為替差損	-	2,317
雑損失	461	39
営業外費用計	461	2,357
経常利益	3,778,334	2,251,287
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失計	0	-
税引前当期純利益	3,778,334	2,251,287
法人税、住民税及び事業税	1,627,707	843,525
法人税等調整額	70,376	103,246
当期純利益	2,221,004	1,304,515

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,926,763	5,147,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,147,767	6,452,283
株主資本合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283
純資産合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の内任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物附属設備	13,567 千円	21,638 千円
器具備品	9,553	12,533

2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法人税	745,608 千円	21,466 千円
事業税	95,074	5,788
地方法人特別税	106,604	3,009
住民税	154,610	4,708

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000 千円	1,000,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000	1,000,000

4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預金	7,132,716 千円	6,540,154 千円
未払金	80,178	26,824

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（損益計算書関係）

1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
取締役 年額	300,000 千円	300,000 千円
監査役 年額	50,000	50,000

2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
支払手数料	101,960 千円	114,466 千円
事務委託費	118,080	124,963
人件費等	94,650	51,301

3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用相当額	106,826 千円	120,866 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,169,735	7,169,735	-
(2) 未収委託者報酬	1,337,973	1,337,973	-
(3) 未収投資助言報酬	17,560	17,560	-
資産計	8,525,269	8,525,269	-
(1) 未払金	961,379	961,379	-
(2) 未払費用	840,730	840,730	-
負債計	1,802,110	1,802,110	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	6,595,906	6,595,906	-
(2) 未収委託者報酬	1,933,315	1,933,315	-
(3) 未収投資助言報酬	14,826	14,826	-
(4) 未収収益	10,090	10,090	-
資産計	8,554,138	8,554,138	-
(1) 未払金	1,201,471	1,201,471	-
(2) 未払費用	521,412	521,412	-
負債計	1,722,884	1,722,884	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	1,284 千円	1,970 千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	10,039	10,139
未払金否認	32,783	31,247
未払費用否認	37,455	24,266
賞与引当金否認	35,533	20,671
未払事業税等	82,061	3,343
前払費用	2,209	2,063
繰延税金資産小計	201,366	93,702
評価性引当額	7,866	3,448
繰延税金資産の合計	193,500	90,254

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7 %	40.7 %
評価性引当額	0.0	0.1
住民税均等割	0	0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	1.2
事業税段階税率端数調整	-	0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2	42.1

3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が7,083千円減額し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,083千円増加しております。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*1 資金の預入		預金	7,132,716
							*2 支払手数料	101,960	未払金	80,178
							*3 事務委託	118,080		
							人件費等	94,650		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっていません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	32,140百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*1 資金の預入		預金	6,540,154
							*2 支払手数料	114,466	未払金	26,824
							*3 事務委託	124,963		
							人件費等	51,301		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっていません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	46,011	未払費用	38,148
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd *4	英国 ロンドン	17,800千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	68,252	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託	27,925	未払費用	178,425
							*1 支払投資運用報酬	225,313		
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd *5	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	749,164	未払費用	40,132
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd *6	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	共通発生経費立替分	3,430	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	4,350	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	989	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	65,894	未払費用	29,379
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,633,381	未払費用	505,489
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,621千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	23,964	未払費用	4,126
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *7	パハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	9,769	未払金	337,020
							人件費・事務所賃借料等	941,898		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *8	英国 ロンドン	119百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	12,598	未払金	10,849
							*3 事務委託	13,265		
							人件費等	25,751		

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Halbis Capital Management (UK) Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (UK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *5 Halbis Capital Management (HK)Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *6 Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年3月1日付けで統合されました。
- *7 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*8 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	63,509	未払費用	15,722
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託 *1 支払投資運用報酬	23,137 715,410	未払費用	151,702
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	*4	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー *1 支払投資運用報酬	117 15,629	未収収益 未払費用	- -
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE) *4	フランス パリ	7,882千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー *1 支払投資運用報酬	203 35,566	未収収益 未払費用	- 20,553
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,128,948	未払費用	287,889
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	77,203	未払費用	3,435
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *5	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃借料等	3,730 1,144,746	未払金	371,139
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *6	英国 ロンドン	102百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	7,352 15,430 12,247	未払金	1,948
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,100米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 その他営業収益	21,642	未収収益	10,090

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Sinopia Asset Management SAは、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (FRANCE)に、平成23年7月1日付けで統合されました。なお、Sinopia Asset Management SAは、統合されたため、期末時点での資本金又は出資金はございません。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*6 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	2,687,032.35円	3,308,230.02円
1株当たり当期純利益	1,057,621.14円	621,197.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	2,221,004	1,304,515
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,221,004	1,304,515
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 中間財務諸表 >

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成24年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		7,032,851
前払費用		5,838
未収入金		26,521
未収委託者報酬		1,935,368
未収運用受託報酬		535
未収投資助言報酬		13,194
未収収益		11,898
繰延税金資産		129,944
流動資産計		9,156,153
固定資産		
有形固定資産		
	*1	
建物附属設備		15,634
器具備品		3,546
有形固定資産計		19,181
無形固定資産		
商標権		841
無形固定資産計		841
投資その他の資産		
敷金		34,432
繰延税金資産		13,921
投資その他の資産計		48,354
固定資産計		68,377
資産合計		9,224,530
負債の部		
流動負債		
預り金		99
未払金	*4	905,219
未払費用		474,052
未払消費税等	*2	9,550
未払法人税等		295,158
賞与引当金		173,978
流動負債計		1,858,059
固定負債		
役員退職慰労引当金		30,392
固定負債計		30,392
負債合計		1,888,451

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成24年 9月30日)
純資産の部	
株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,841,078
利益剰余金合計	6,841,078
株主資本合計	7,336,078
純資産合計	7,336,078
負債・純資産合計	9,224,530

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		4,091,218
運用受託報酬		526
投資助言報酬		31,386
その他収益		11,898
営業収益計		4,135,029
営業費用		
支払手数料		1,711,554
広告宣伝費		17,185
調査費		
調査費		13,202
委託調査費		768,292
調査費計		781,495
委託計算費		57,805
営業雑費		
通信費		11,756
印刷費		59,541
協会費		3,080
営業雑費計		74,378
営業費用計		2,642,419
一般管理費		
給料		
役員報酬		35,547
給料・手当	*1	411,963
退職手当		6,779
賞与		28,318
賞与引当金繰入額		119,595
給料計		602,204
交際費		2,001
旅費交通費		15,666
租税公課		6,068
不動産賃借料		30,208
役員退職慰労引当金繰入		1,942
固定資産減価償却費	*2	4,794
弁護士費用等		31,030
事務委託費		133,639
保険料		4,638
諸経費		36,654
一般管理費計		868,849
営業利益		623,760

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年 4月 1日	
至 平成24年 9月30日)	
営業外収益	
受取利息	0
為替差益	235
その他	787
営業外収益計	1,024
営業外費用	
雑損失	3
営業外費用計	3
経常利益	624,781
税引前中間純利益	624,781
法人税、住民税及び事業税	289,598
法人税等調整額	53,611
中間純利益	388,795

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	495,000
当中間期末残高	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,452,283
当中間期変動額	
中間純利益	388,795
当中間期変動額合計	388,795
当中間期末残高	6,841,078
株主資本合計	
当期首残高	6,947,283
当中間期変動額	
中間純利益	388,795
当中間期変動額合計	388,795
当中間期末残高	7,336,078
純資産合計	
当期首残高	6,947,283
当中間期変動額	
中間純利益	388,795
当中間期変動額合計	388,795
当中間期末残高	7,336,078

重要な会計方針

項目	当中間会計期間	
	[自]平成24年 4月 1日	
	[至]平成24年 9月30日	
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 10年	
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。	
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	本外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成24年 9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	
建物附属設備	25,514千
円	
器具備品	13,589千
円	
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。	

当座貸越極度額及び貸出コ ミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- "
差引借入未実行残高	1,000,000 "

- 4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間					
[自]平成24年 4月 1日					
[至]平成24年 9月30日					
<p>1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額32,751千円が含まれております。</p> <p>2 減価償却費は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">4,744千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">50千円</td> </tr> </table>		有形固定資産	4,744千円	無形固定資産	50千円
有形固定資産	4,744千円				
無形固定資産	50千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間末（平成24年 9月30日現在）				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度	増 加	減 少	当中間会計
	期首			期間末
普通株式	2,100	-	-	2,100
2 自己株式に関する事項				
該当事項はありません。				
3 新株予約権等に関する事項				
該当事項はありません。				
4 配当に関する事項				
該当事項はありません。				

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,032,851	7,032,851	-
(2) 未収委託者報酬	1,935,368	1,935,368	-
(3) 未収運用受託報酬	535	535	-
(4) 未収投資助言報酬	13,194	13,194	-
(5) 未収収益	11,898	11,898	-
資産計	8,993,848	8,993,848	-
(1) 未払金	905,219	905,219	-
(2) 未払費用	474,052	474,052	-
負債計	1,379,271	1,379,271	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、
(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(1) セグメント情報

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

該当事項はありません。

- (5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
 当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
 該当事項はありません。

(一株当たり情報)

当中間会計期間	
	[自]平成24年4月1日
	[至]平成24年9月30日
1株当たり純資産額	3,493,370.71円
1株当たり中間純利益金額	185,140.69円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当中間会計期間	
	[自]平成24年4月1日
	[至]平成24年9月30日
中間純利益（千円）	388,795
普通株式に係る中間純利益（千円）	388,795
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

(重要な後発事象)

平成24年11月30日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、平成24年12月4日に配当を実施しました。

なお、剰余金の配当に関する事項の概要は以下のとおりであります。

- ・ 決議日 平成24年11月30日
- ・ 配当額 総額6,328,000千円（1株につき3,013,333円）
- ・ 配当原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成24年3月31日
- ・ 効力発生日 平成24年12月4日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 （平成24年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 （平成24年3月末現在）	
高木証券株式会社	11,069百万円 （平成24年3月末現在）	
東武証券株式会社	420百万円 （平成24年3月末現在）	
野村證券株式会社	10,000百万円 （平成24年3月末現在）	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円 （平成24年3月末現在）	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円 （平成24年3月末現在）	
マネックス証券株式会社	7,425百万円 （平成24年3月末現在）	
丸八証券株式会社	3,676百万円 （平成24年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成24年3月末現在）	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円 （平成24年3月末現在）	

株式会社但馬銀行	5,481百万円 (平成24年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド	321億4,036万8,235香港ドル 117億3,350万米ドル (注1) (平成24年3月末現在)	

(注1) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

(3) 投資顧問会社

名称：H S B C グローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

資本金の額：240百万香港ドル(平成23年12月末現在)

事業の内容：香港を拠点として、資産運用業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの資産配分および投資対象ファンドの選定に関する投資助言を行います。

3【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド、投資顧問会社であるH S B C グローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドは、H S B C ホールディングスplc(英国)の実質的な子会社です。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成24年 8月 8日
有価証券届出書	平成24年 8月 8日
臨時報告書	平成24年 5月15日
	平成24年 8月17日

独立監査人の監査報告書

平成25年1月15日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）」の平成24年5月11日から平成24年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）」の平成24年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次△](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月4日に剰余金の配当を実施している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。